



# 下松市 こども計画



こども・若者計画編

令和8年度～令和11年度



下松市公式  
マスコットキャラクター  
くだまる



令和8(2026)年3月  
下松市



## はじめに

近年、子どもや若者を取り巻く環境は、経済的不安や孤立の問題、情報化の進展による課題等が顕在化する中で大きく変化しており、全ての子ども・若者が自分らしく安心して成長できる環境づくりが、これまで以上に重要となっています。



国においては、令和5年4月に施行された「子ども基本法」に基づき、全ての子どもを権利の主体として尊重し、その最善の利益を第一に考える社会の実現を掲げています。さらに、国が定めた「子ども大綱」では、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進する方向性が示されました。

本市においても、これらの理念と方針を踏まえ、子ども・若者一人ひとりの声を大切にしながら、教育・保育の充実、子育て支援の強化、困難を抱える家庭への支援などの施策を展開しています。また、本年2月には母子保健と児童福祉の一体的相談機関である「下松市子ども家庭センター ハピスタくだまつ」を開設するなど、「子どもを大事にするまち」、「若者が元気で活気のあるまち」の実現に向け、さらに取組を強化しているところです。

この度、本市では、若者支援の視点を新たに加え、「子ども・若者計画」を策定いたしました。本計画は、昨年度策定した「子ども・子育て支援事業計画」と一体化し、子ども基本法に基づく「子ども計画」として位置づけるものです。これにより、子ども・若者支援のさらなる充実を図り、全ての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

本計画の推進にあたっては、家庭、地域、学校、関係機関・団体の皆様と連携し、社会全体で子ども・若者を支える体制づくりを進めてまいります。市民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和8年3月

下松市長 國 井 益 雄

# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1 こども計画とは .....	1
2 こども・若者計画策定の背景 .....	2
3 こども・若者計画策定の考え方 .....	2
4 関連計画との位置づけ .....	3
5 計画の期間 .....	4
6 計画の策定体制 .....	5
<b>第2章 下松市の現状と課題</b> .....	6
1 こども・若者を取り巻く状況 .....	6
2 アンケートからみる状況 .....	15
<b>第3章 計画の基本的方向</b> .....	25
1 若者の自立 .....	25
2 計画の基本的な視点（第3期下松市子ども・子育て支援事業計画の再掲） .....	26
3 施策の体系 .....	27
<b>第4章 基本施策「若者が元気に活躍できる環境の整備」</b> .....	28
1 全てのこども・若者の健やかな育成 .....	28
2 困難を抱えるこども・若者やその家族への支援 .....	31
3 こども・若者の成長のための社会環境の整備 .....	34
<b>第5章 計画の推進体制</b> .....	37
1 ニーズに基づく適切な事業の展開 .....	37
2 関係機関との連携強化 .....	37
3 市民の参画や地域との連携 .....	37
4 計画の進行管理 .....	37
<b>資料編</b> .....	38
1 下松市子ども・子育て会議条例 .....	38
2 下松市こども施策推進本部設置要綱 .....	40
3 計画策定経過 .....	42

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 こども計画とは

こども計画は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の理念のもと、全てのこどもが自らの力を最大限に伸ばし、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを社会全体で支えるための包括的な指針です。こどもの家庭環境や心身の状況に関わらず、その権利が等しく尊重され、将来にわたり幸福で安定した生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

この考え方は、こども基本法に定められた「6つの基本理念」と深く結びついています。こども計画は、これらの理念を自治体の施策に具体的に落とし込み、こどもを取り巻く教育・保育・福祉・医療・地域環境などを総合的に改善していくための実践的な枠組みです。

さらに、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、常にこどもの最善の利益を第一に置き、こどもの視点から政策を構築することを重視しています。この理念を具現化するための政府の司令塔として創設されたのがこども家庭庁であり、各分野の施策を一体的に推進し、誰一人取り残さない成長支援を社会全体で進める基盤となっています。こども計画は、こうした国の基本的方向性とも連動しながら、自治体におけるこども施策の体系化と推進を図る重要な計画となります。

### ■こども基本法に定められた6つの基本理念



こども施策は、**6**つの基本理念をもとに行われます。

**1** すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

**2** すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

**3** 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言ったり、社会のさまざまな活動に参加できること。

**4** すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

**5** 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

**6** 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

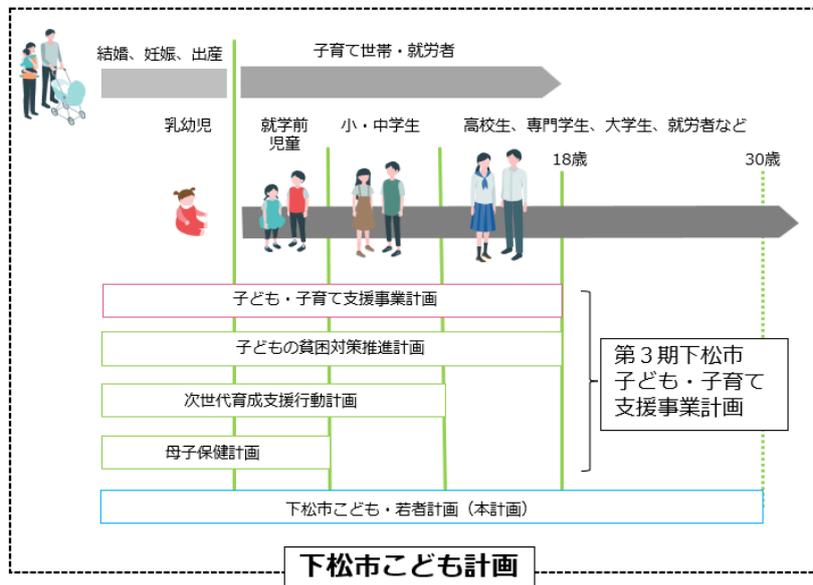
## 2 こども・若者計画策定の背景

近年、若年無業者やひきこもりなどの若者の自立を巡る問題や、児童虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラーなど、こどもや若者を巡る状況が厳しさを増しています。その中で、こども・若者を健やかに育成し、社会生活を円滑に営むことができるようにするため、平成21年7月に「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。また、平成22年7月には同法に基づく第1次大綱（子ども・若者育成支援推進大綱）として「子ども・若者ビジョン」が、平成28年2月には第2次大綱として「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、令和3年4月には第3次となる大綱が策定されました。

今般の国の状況に鑑み、一層の充実を図るため新たに「こども・若者計画」を策定し、こどもたちが健やかに成長できるよう、こどもや若者、子育て家庭を社会全体で見守り、支援するなど、より市民のニーズに即したこども・若者支援施策を総合的・計画的に推進します。

## 3 こども・若者計画策定の考え方

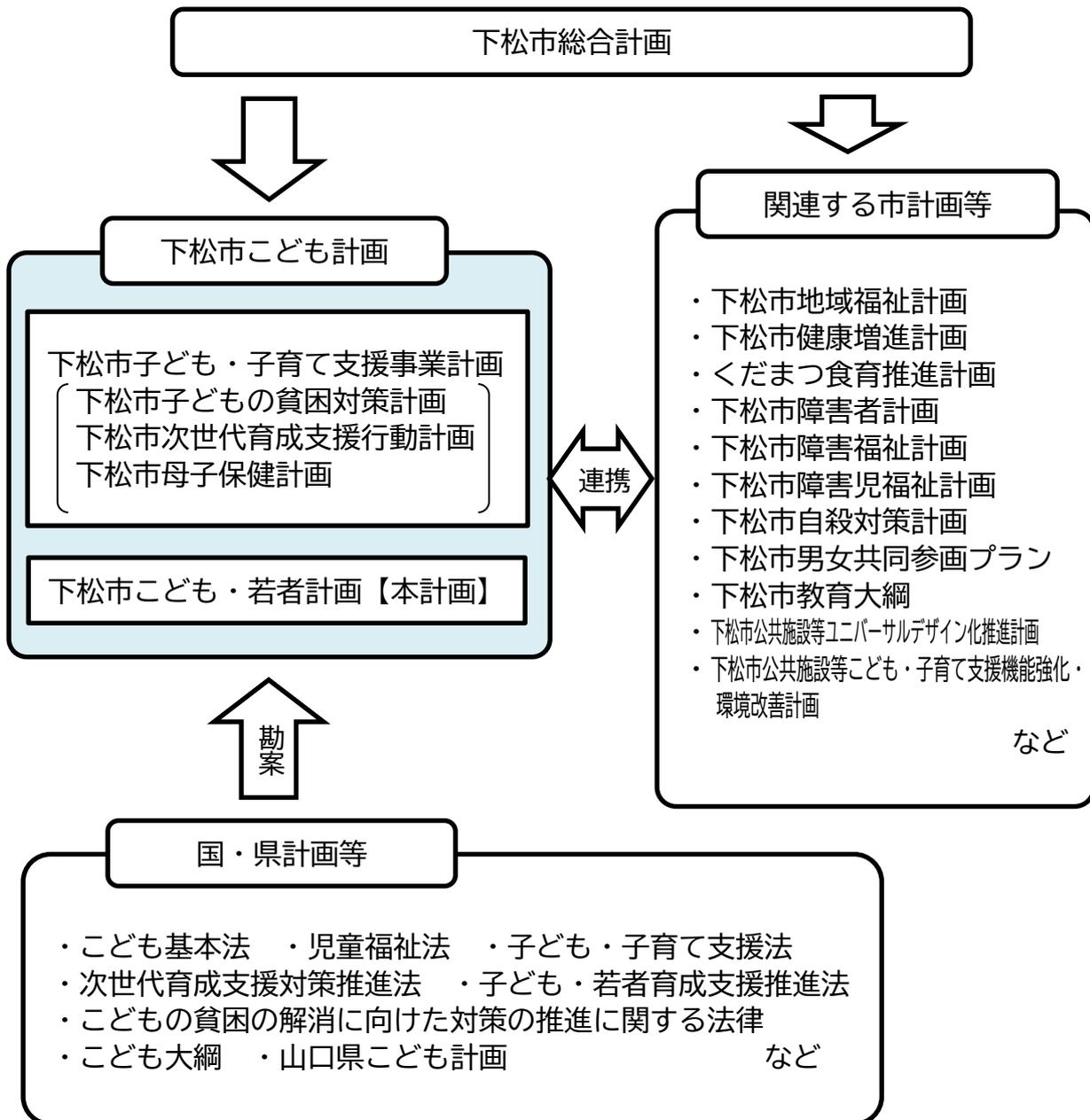
- ・こども・若者計画は、全てのこどもと若者の健やかな成長と自立を目指し、地域社会全体で支援していくための包括的な計画です。下松市（以下「本市」という。）では、若者が持つ可能性を十分に発揮できる環境づくりを目指し、若者を対象とした施策の展開を図るため、「下松市こども・若者計画」（以下「本計画」という。）を策定します。
- ・本計画の対象は、概ね30歳までのこども・若者とします。
- ・本計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に規定される市町村による策定を努力義務とした「市町村子ども・若者計画」として位置づけます。
- ・本市においては、昨年度策定した「第3期下松市子ども・子育て支援事業計画」に加え、本計画を策定することで、両計画を合わせて「下松市こども計画」と位置づけることとします。
- ・こどもに関する部分は、子ども・子育て支援事業計画で策定済のため、本計画は若者を中心に策定します。
- ・策定及び施策の検討にあたっては、こどもや若者の意識に関するデータ、こども・若者や家庭を取り巻く支援機関・団体に関するデータ、各種統計など、多様な情報を活用します。
- ・また、本市では、各部署が実施するこども・若者施策の間で垣根を越えた横の連携を図り、住民にとって分かりやすく、一体的に推進されるこども・若者施策の実現を目指します。



## 4 関連計画との位置づけ

本計画は「下松市総合計画」を最上位計画とし、こども・若者分野の個別計画として位置づけ、下松市地域福祉計画など関連する市計画等と整合を図ります。

また、本計画及び「第3期下松市子ども・子育て支援事業計画」に基づく、こども・子育てを支援するための公共施設等の整備事業については、「下松市公共施設等ユニバーサルデザイン化推進計画」（令和7年2月策定、毎年度見直し）又は「下松市公共施設等こども・子育て支援機能強化・環境改善計画」（令和8年3月策定）に対象施設、実施時期、整備内容などを具体的に定め、計画的に実施していきます。



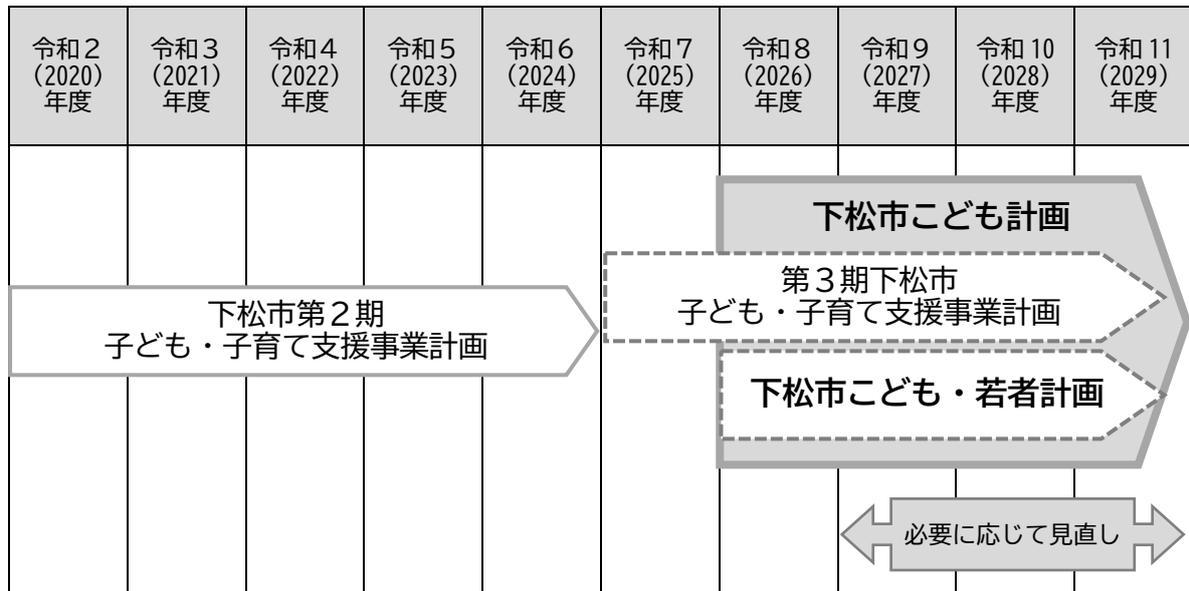
国・県計画等

- ・こども基本法 ・児童福祉法 ・子ども・子育て支援法
- ・次世代育成支援対策推進法 ・子ども・若者育成支援推進法
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
- ・こども大綱 ・山口県子ども計画

など

## 5 計画の期間

本計画の期間は、本計画と合わせて「下松市こども計画」を構成する「第3期下松市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が、子ども・子育て支援法に定める5年間（令和7年度から令和11年度まで）であるため、本計画の計画期間も終期をこれに合わせて令和8年度から令和11年度までの4年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じて見直しを行うこととします。

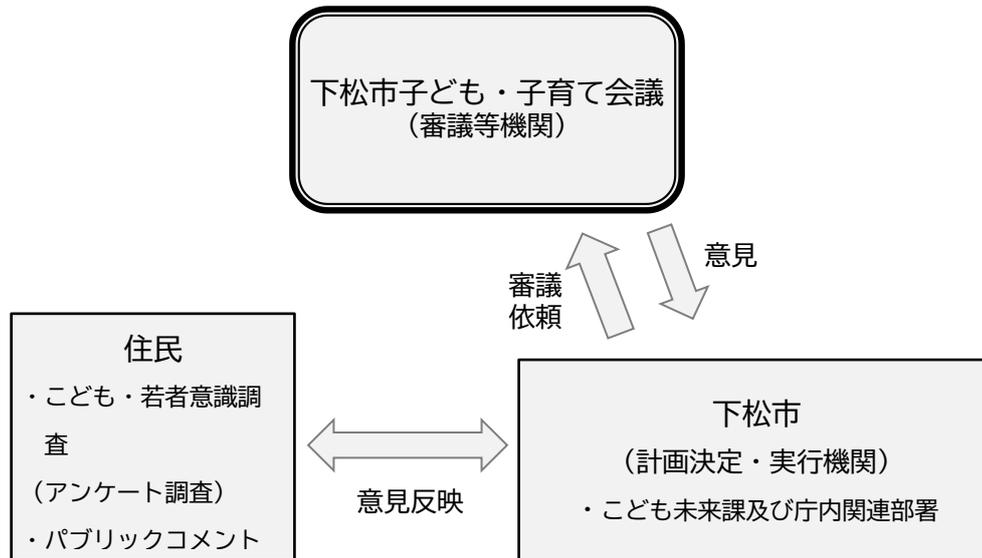


## 6 計画の策定体制

### (1) 子ども・子育て会議での審議

本計画の策定にあたっては、下松市子ども・子育て会議条例に基づく「下松市子ども・子育て会議」において、計画内容及び施策推進状況についての審議を行いました。

#### ■策定体制のイメージ図



### (2) 実態とニーズの把握

#### ① アンケート調査の実施

子どもと若者の現状と今後の意向を把握するとともに、本計画を策定するために必要な基礎データの収集を目的としてアンケート調査を実施しました。

#### ② ヒアリング調査の実施

支援機関（保育・福祉・行政等機関・団体）の側からみた、こどもの様子や家庭の実情、支援の方向性や関係機関との連携などの状況を把握するため、ヒアリング調査を実施しました。

### (3) パブリックコメントの実施

本計画の素案を本市のホームページなどで公開し、広く住民の方々から意見を募りました。

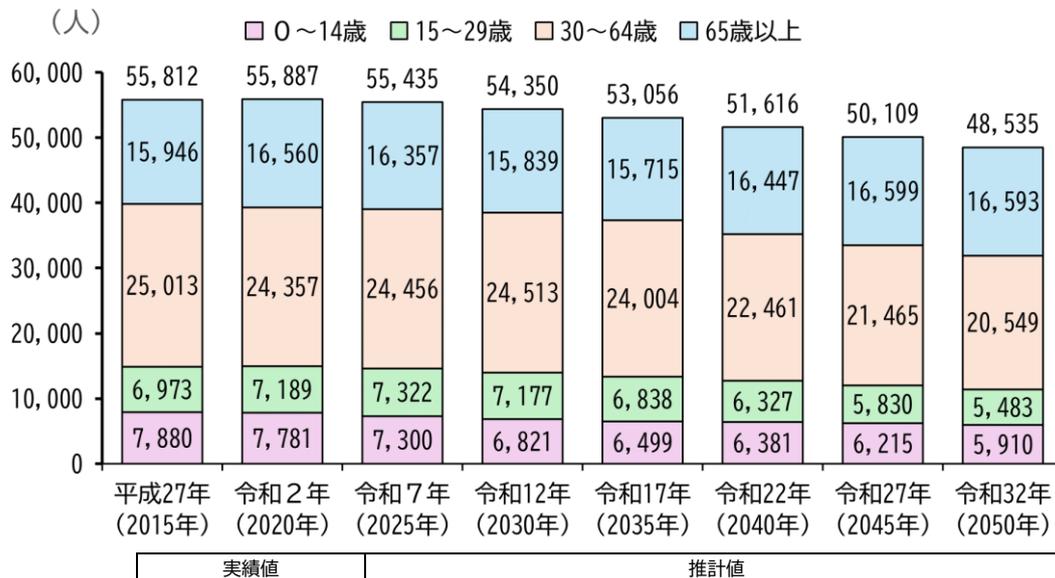
## 第2章 下松市の現状と課題

### 1 こども・若者を取り巻く状況

#### (1) 総人口・年齢区分別人口の推移と予測

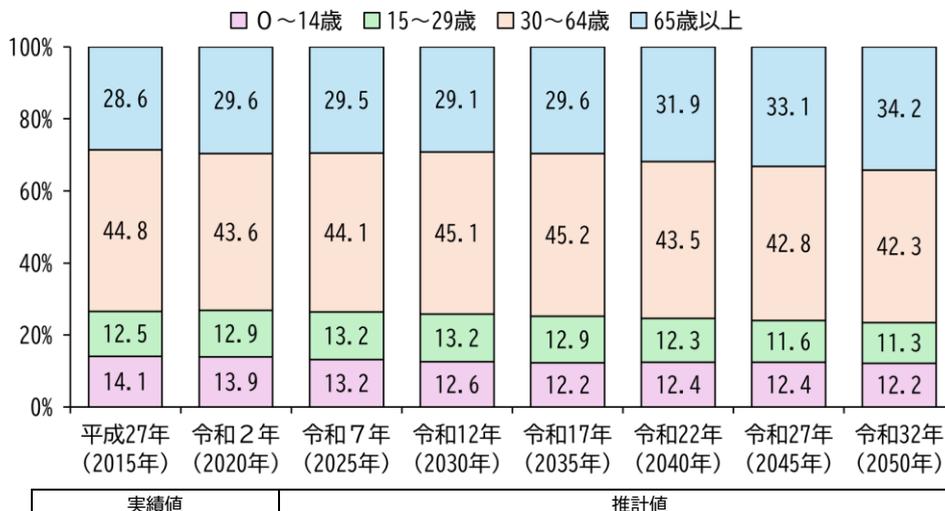
- ・本市の総人口は、令和2（2020）年の55,887人をピークに減少すると推計されています。
- ・年齢区分別では、14歳以下の年少人口は減少傾向で推移すると推計されています。一方、65歳以上の老年人口は令和17（2035）年までは減少傾向、それ以降は増加傾向で推移すると推計されています。
- ・令和32（2050）年には高齢化率が34.2%になると推計されています。

■総人口・年齢区分別人口の推移と予測■



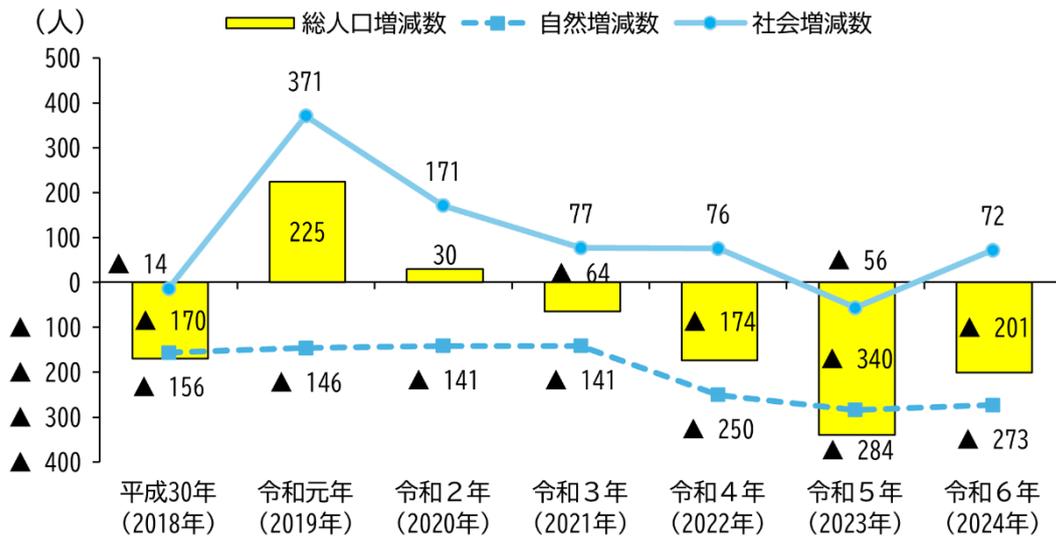
資料：平成27年は国勢調査に関する不詳補完結果（遡及集計）（令和3年11月30日公開（更新））及び令和2年は国勢調査結果、令和7年以降は日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

■年齢区分別人口比率の推移と予測■



資料：平成27年は国勢調査に関する不詳補完結果（遡及集計）（令和3年11月30日公開（更新））及び令和2年は国勢調査結果、令和7年以降は日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

■直近7年間の人口動態■

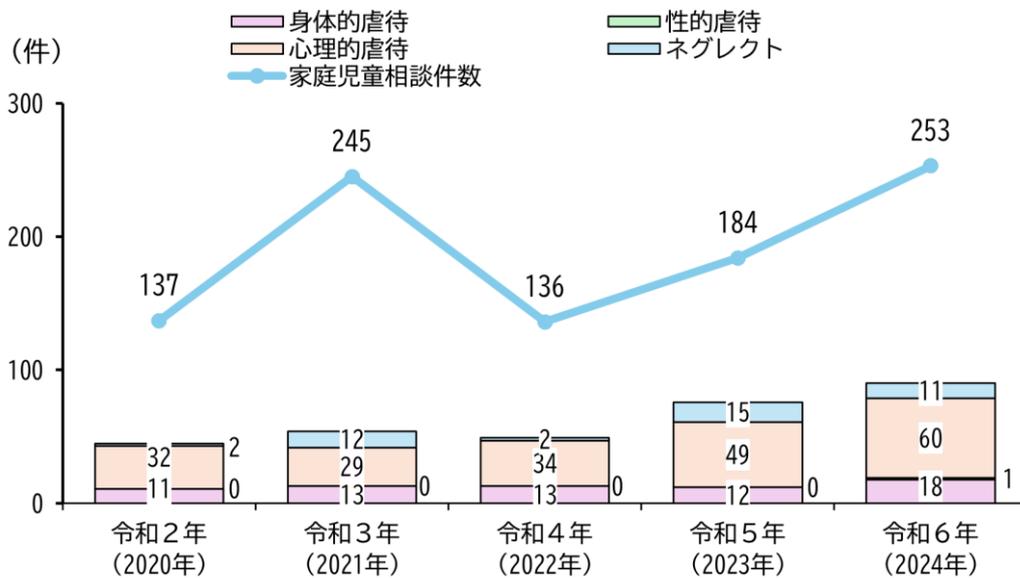


※各年前年の10月1日～9月30日  
資料：山口県人口移動統計調査

(2) 家庭児童相談・児童虐待認定件数

- ・本市の家庭児童相談件数は、令和2（2020）年と比べ、令和6（2024）年では116件増加し、253件となっています。
- ・児童虐待認定件数では、全ての年代で「心理的虐待」が最も多くなっています。

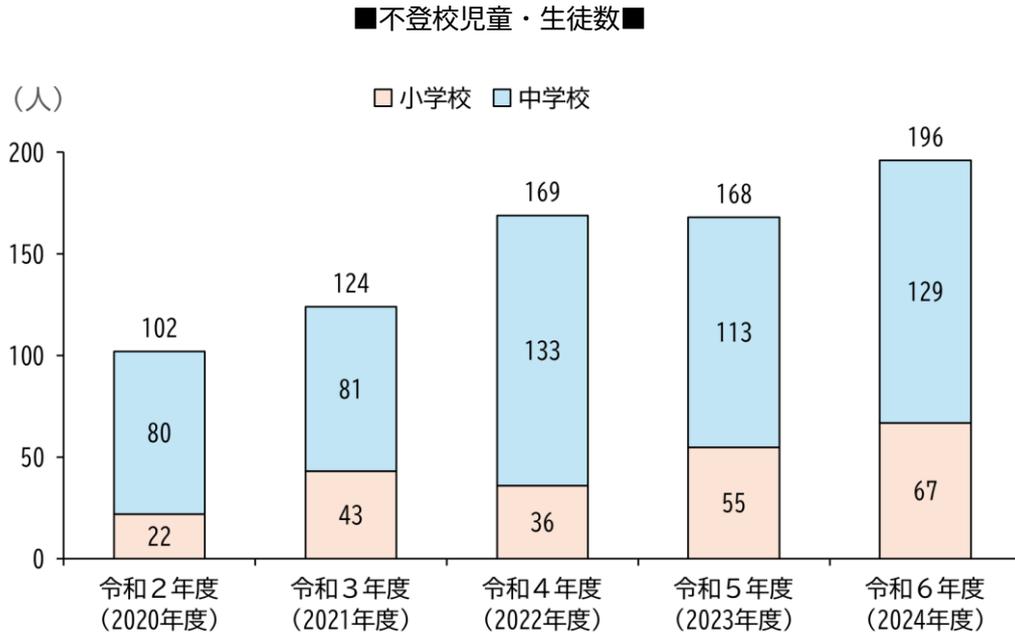
■家庭児童相談・児童虐待認定件数■



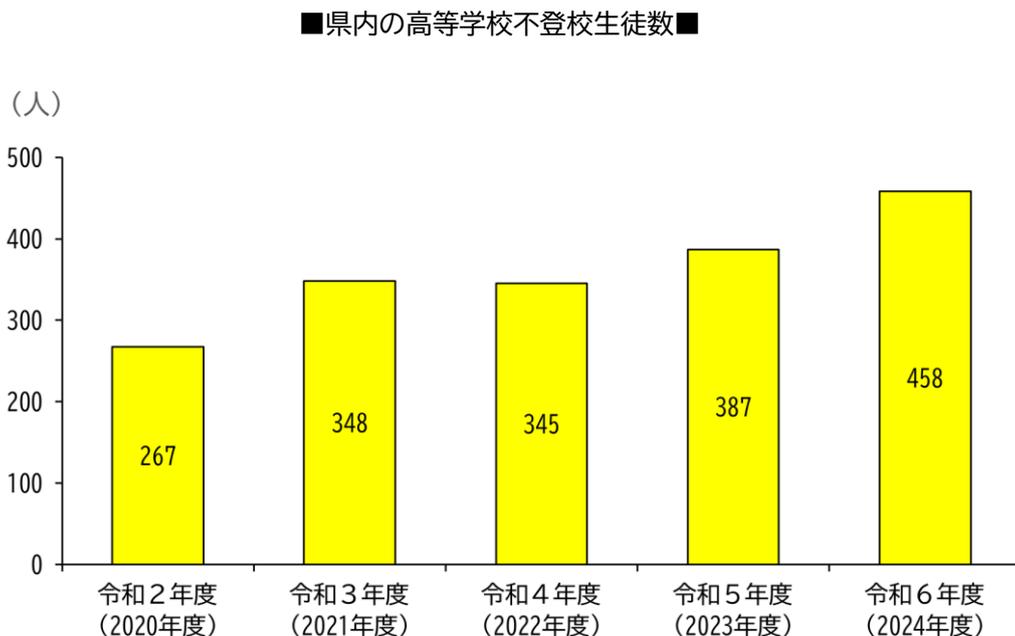
資料：市こども家庭課

### (3) 不登校児童・生徒数

- ・本市の小学校・中学校不登校児童・生徒数は、増加傾向にあり、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度にかけて94人増加しています。
- ・県内の高等学校不登校生徒数も同様に増加傾向にあり、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度にかけて191人増加しています。
- ・県内の事由別高等学校中途退学者数では、全ての年代で「進路変更」が最も多くなっています。

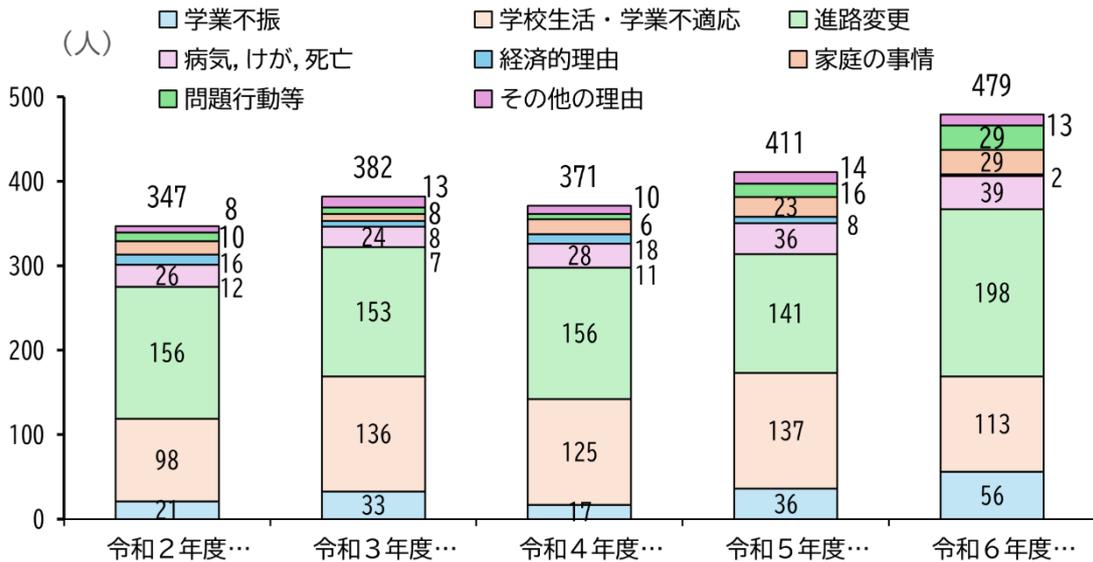


資料：市教育委員会学校教育課調べ



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」  
 ※調査対象は国公立高等学校

■県内の事由別高等学校中途退学者数■

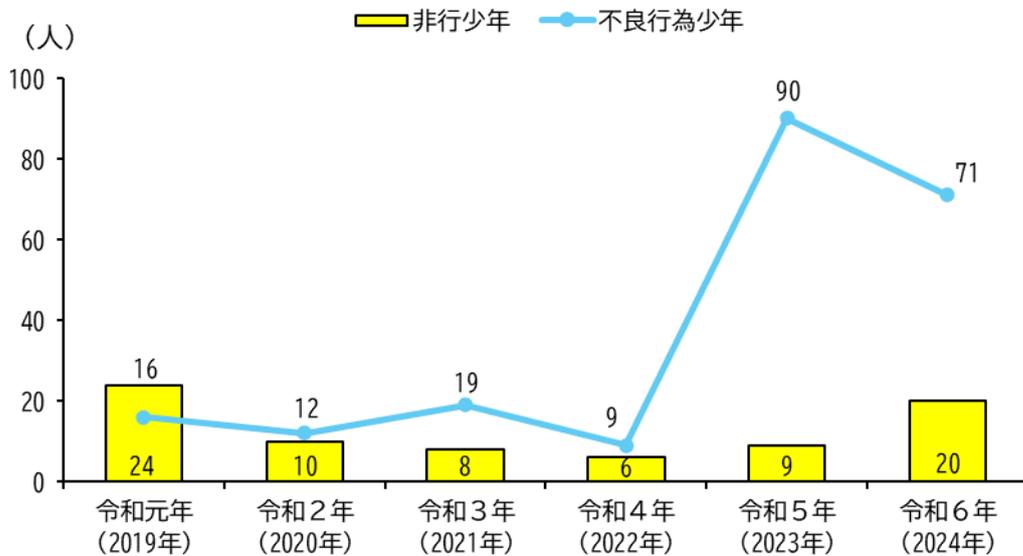


資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」  
 ※調査対象は国公立高等学校

（4）青少年の非行の状況

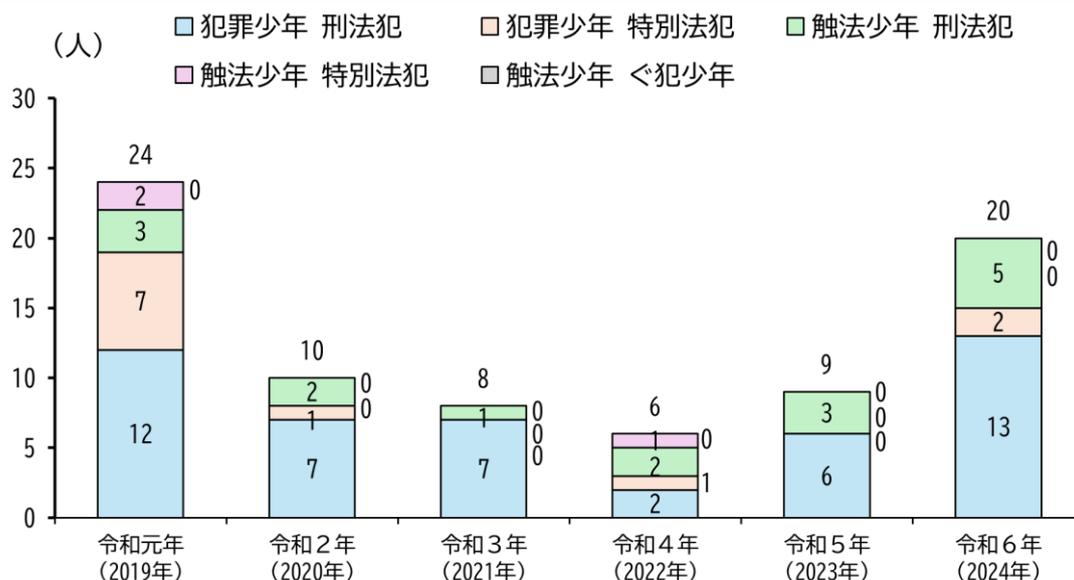
- ・本市の非行少年等の推移では、「非行少年」が令和5（2023）年に比べて増加傾向にある一方、「不良行為少年」は令和5（2023）年に比べて、減少傾向となっています。
- ・少年非行情勢では、全ての年代で「犯罪少年 刑法犯」が最も多くなっています。

■非行少年等の推移■



資料：山口県警察調べ

■少年非行情勢■



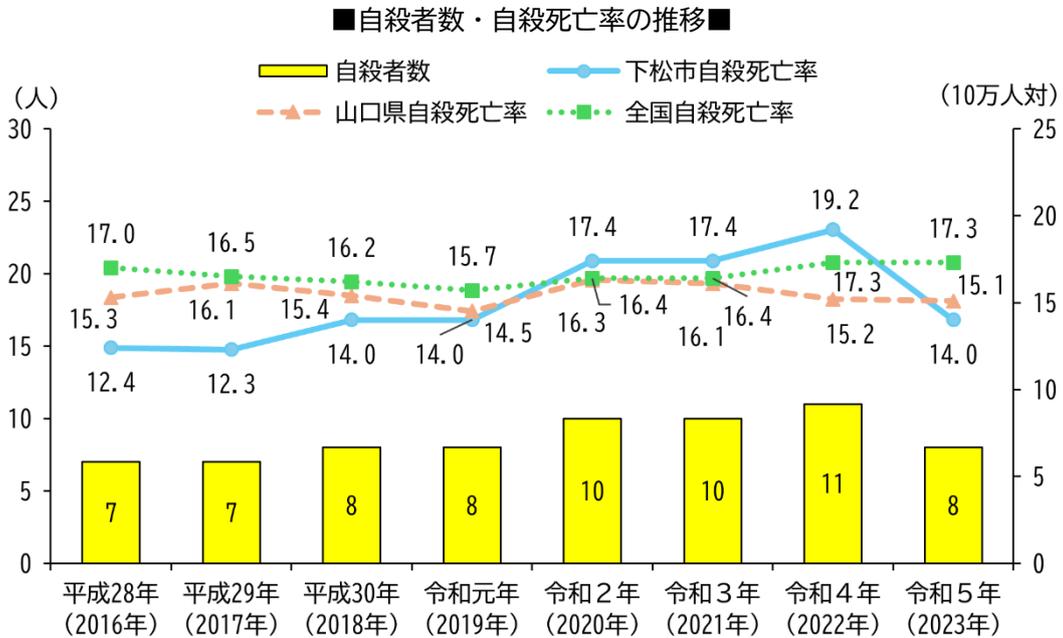
資料：山口県警察調べ

<用語の説明>

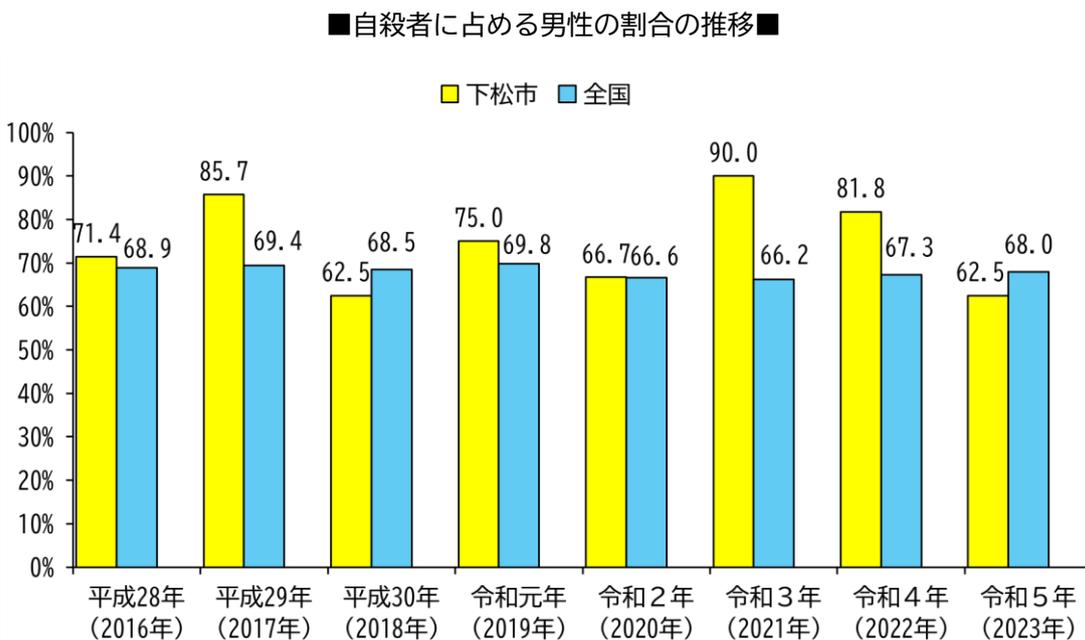
不良行為少年	非行少年に該当しないが、飲酒、喫煙、深夜徘徊その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年
非行少年	犯罪少年、触法少年及び<犯少年
犯罪少年	罪を犯した 14 歳以上 20 歳未満の少年
触法少年	刑罰法令に触れる行為をした 14 歳未満の少年
<犯少年	性格、行状又は環境から判断し、将来罪を犯す恐れのある少年
刑法犯少年	犯罪・触法少年のうち、刑法に規定する罪（道路上の交通事故に係る刑法第 211 条の罪を除く。）で検挙・補導された少年
特別法犯少年	犯罪・触法少年のうち、刑法、自動車運転処罰法に規定する罪及び交通法令関係以外の罪で検挙・補導された少年

(5) 自殺者数

- ・本市の自殺者数は、7～11件程度で増減しながら推移しています。
- ・自殺死亡率は、山口県・全国と比べると令和5（2023）年は本市が低くなっています。
- ・本市の自殺者に占める男性の割合は、平成28（2016）年の71.4%から増減を繰り返し、令和5（2023）年には62.5%となっています。全国と比べると令和5（2023）年は本市が低くなっています。



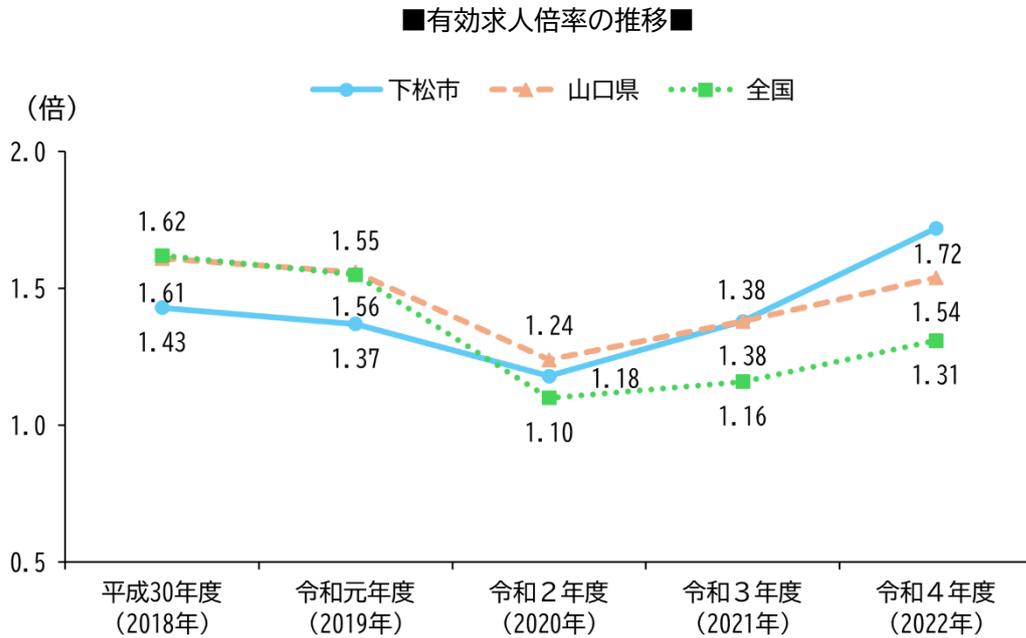
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

### (6) 求人倍率

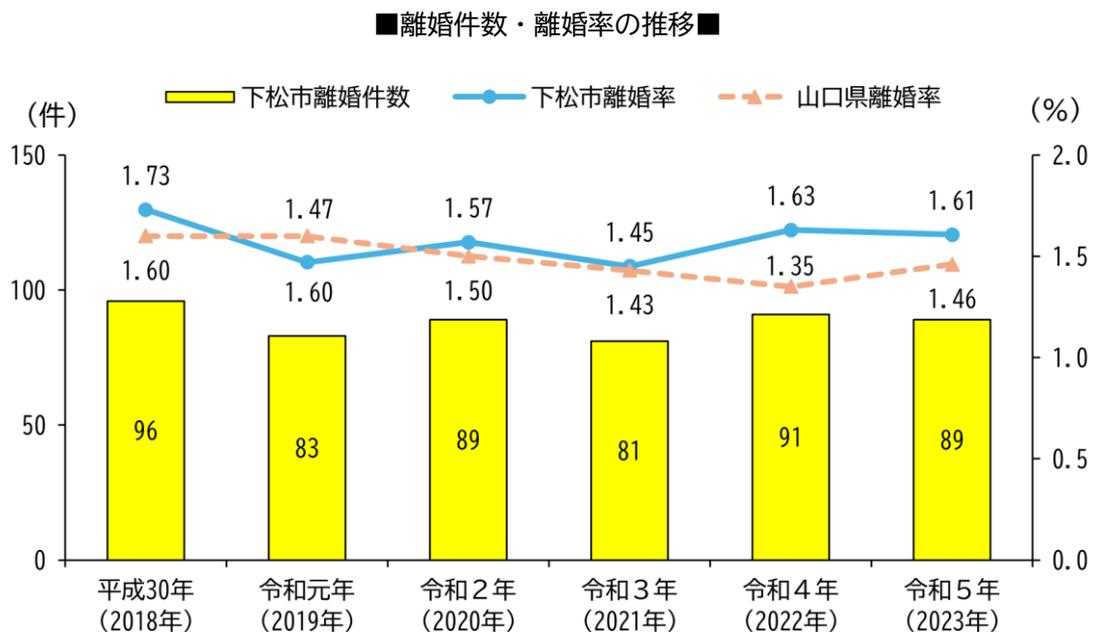
- ・本市の有効求人倍率は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度にかけて山口県より低くなっていましたが、令和4（2022）年度は高くなっています。



資料：厚生労働省山口労働局「山口県の雇用情勢について」

### (7) 離婚件数・離婚率

- ・本市の離婚件数は、80～90件程度で増減しながら推移しています。
- ・人口千人当たり離婚率は、平成30（2018）年の1.73%から増減を繰り返し、令和5（2023）年には1.61%となっています。山口県と比べると令和元（2019）年以外は、本市が高くなっています。

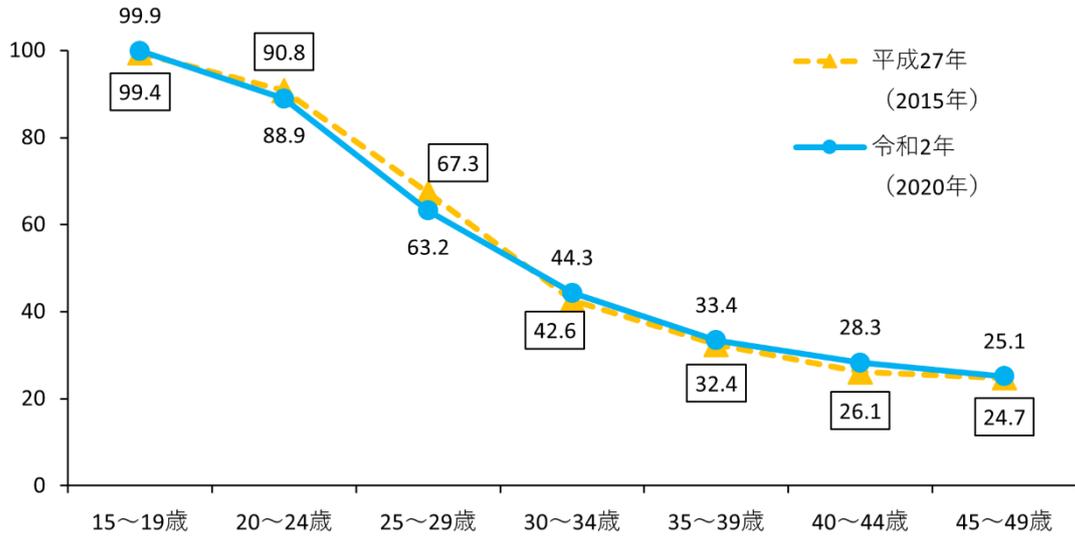


※離婚率は人口千人当たりの離婚率  
資料：山口県保健統計年報

### (8) 男性未婚率

- ・本市の男性未婚率は、平成27(2015)年と比べ、令和2(2020)年では20歳から29歳ではわずかに低くなっていますが、15～19歳及び30歳以上ではわずかに高くなっています。

■男性未婚率の推移■

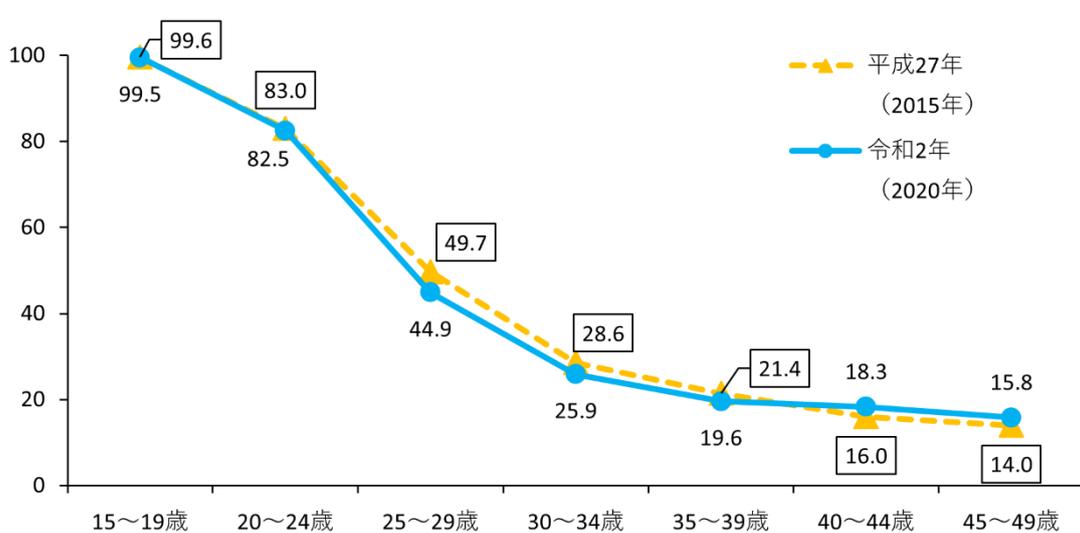


資料：平成27年は国勢調査に関する不詳補完結果（遡及集計）（令和3年11月30日公開（更新））及び令和2年は国勢調査結果

### (9) 女性未婚率

- ・本市の女性未婚率は、平成27(2015)年と比べ、令和2(2020)年では、15歳から39歳までは低くなっていますが、40歳以上では高くなっています。

■女性未婚率の推移■

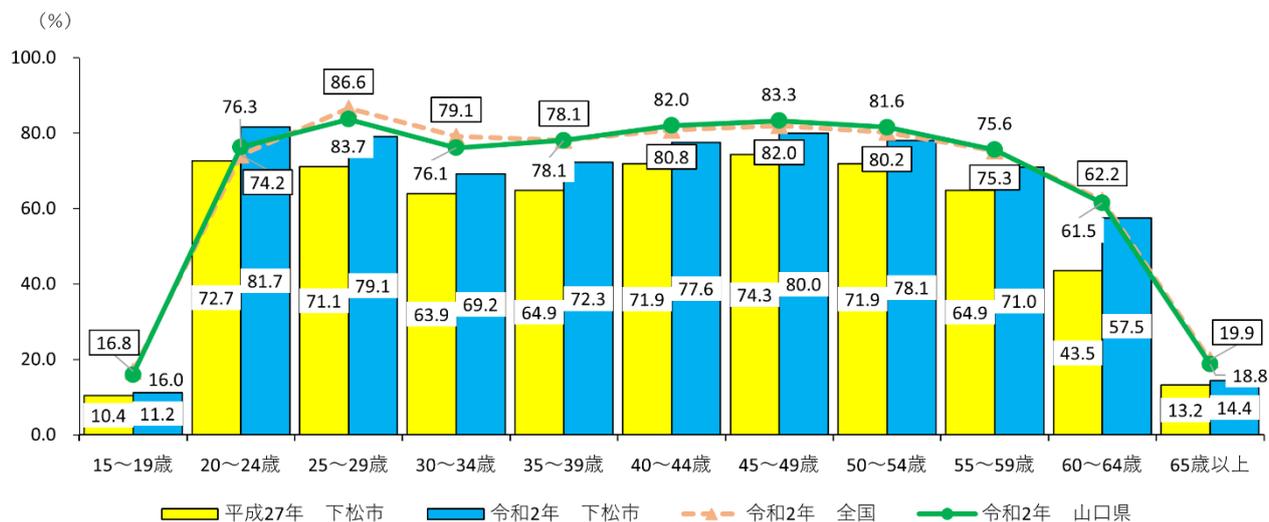


資料：平成27年は国勢調査に関する不詳補完結果（遡及集計）（令和3年11月30日公開（更新））及び令和2年は国勢調査結果

### (10) 女性労働力率の推移

- ・本市の女性労働力率について平成27(2015)年と令和2(2020)年を比較すると、全ての年代で労働力率は上昇しており、特に60歳代前半及び20歳代での労働力率の増加幅が大きくなっています。

■女性労働力率の推移■



資料：平成27年は国勢調査に関する不詳補完結果（遡及集計）（令和4年5月27日公開（更新））及び令和2年は国勢調査結果

## 2 アンケートからみる状況

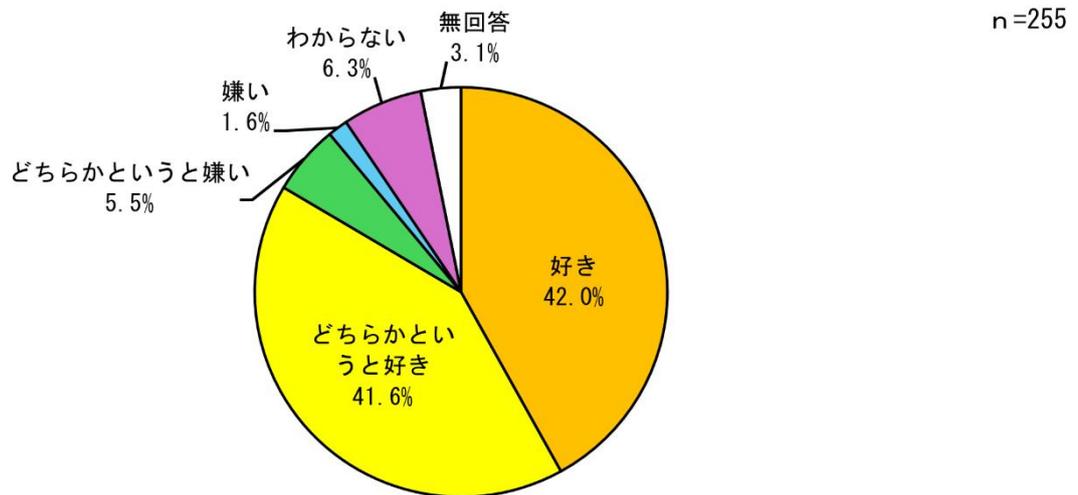
### (1) 調査概要

1 調査名称	こども・若者計画策定のためのこども・若者意識調査
2 調査対象	下松市在住・在学の15歳～29歳の方（令和7年4月1日現在）
3 調査方法	郵送配布、郵送回収・WEB回答での調査
4 調査時期	令和7（2025）年6月25日～8月6日
5 回答数	配布数 1,000 回収数 264（有効回答数 255） 回収率 26.4%

### (2) 調査結果

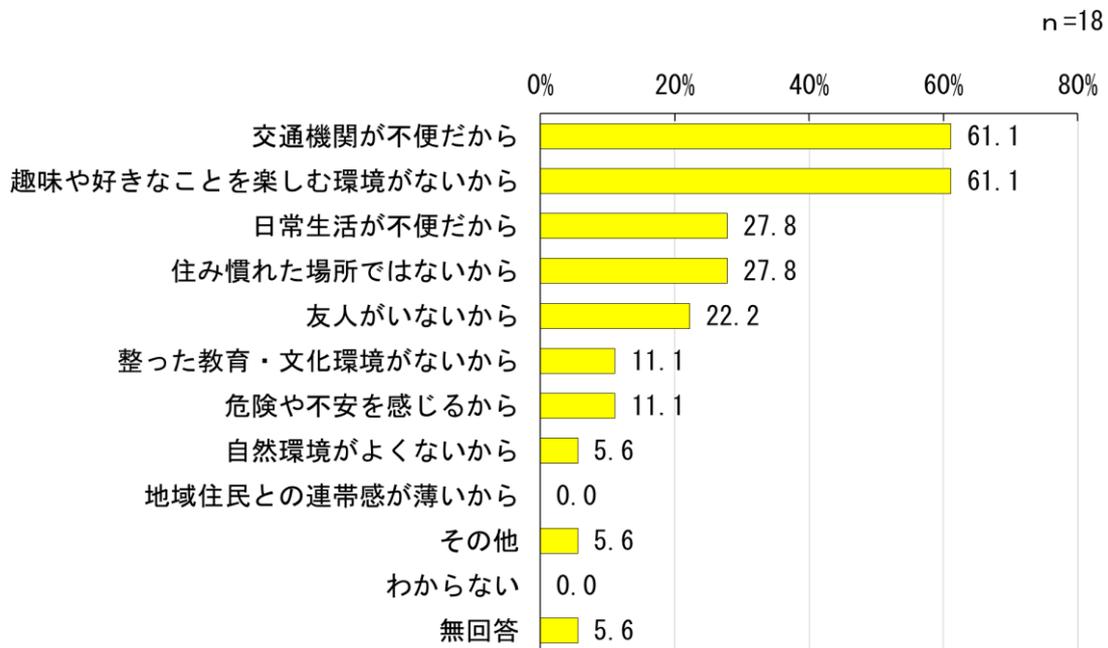
#### ①現在住んでいるところが好きか

現在住んでいるところについては、「好き」が42.0%と最も高く、次いで「どちらかというところ好き」が41.6%、「どちらかというところ嫌い」が5.5%、「嫌い」が1.6%、「わからない」が6.3%、「無回答」が3.1%となっています。



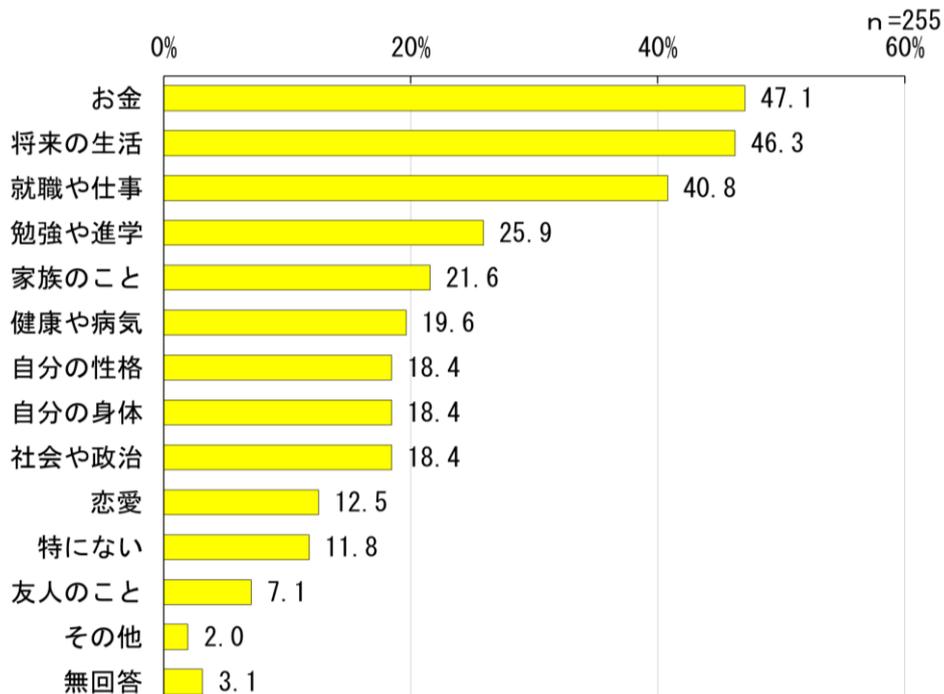
②現在住んでいるところが嫌いな理由

現在住んでいるところが嫌いな理由については、「交通機関が不便だから」と「趣味や好きなことを楽しむ環境がないから」が同率で61.1%と最も高く、次いで「日常生活が不便だから」と「住み慣れた場所ではないから」が同率で27.8%、「友人がいないから」が22.2%となっています。



③悩み・心配ごとについて

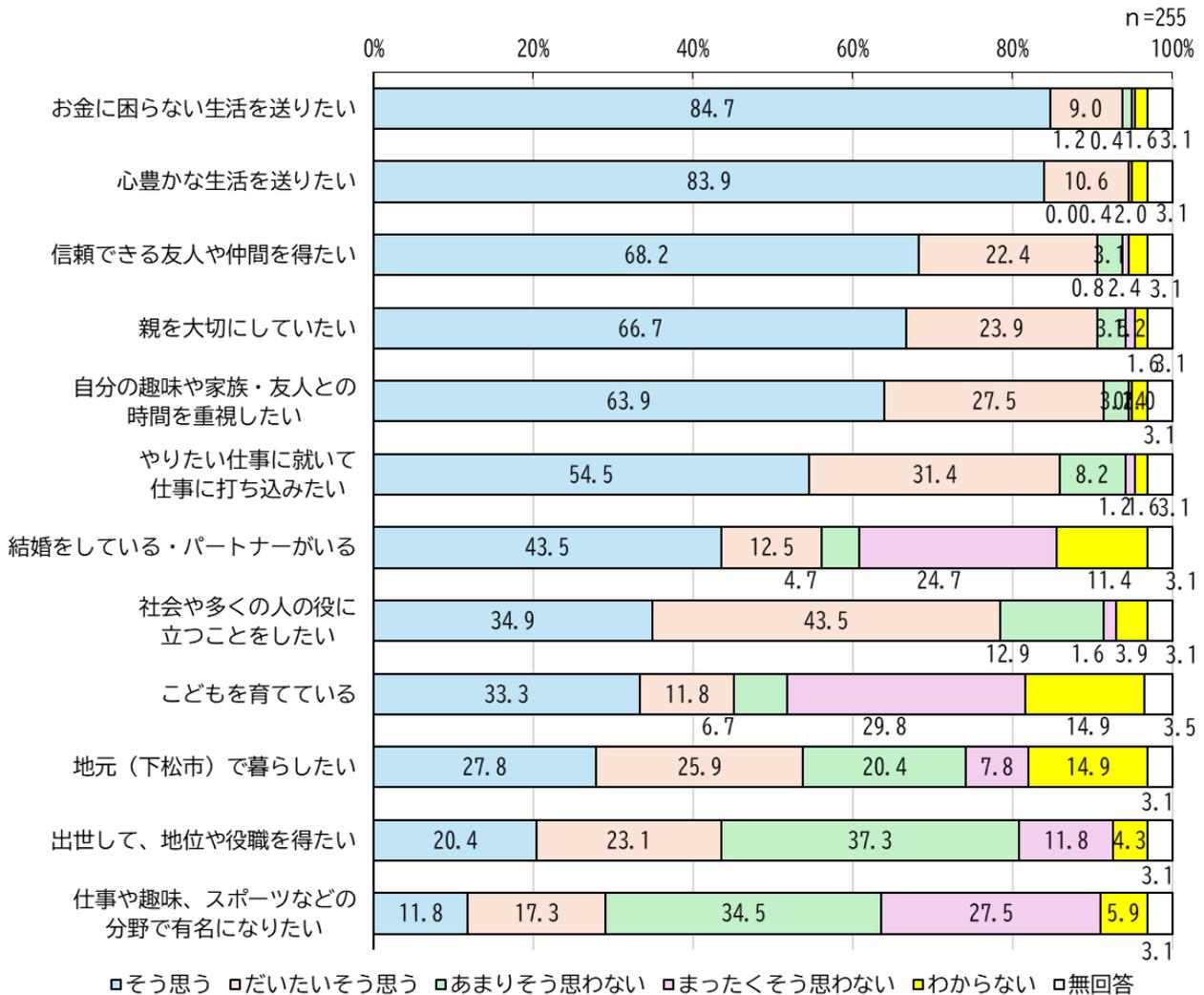
悩みや心配ごとの具体的な理由については、「お金」が47.1%と最も高く、次いで「将来の生活」が46.3%、「就職や仕事」が40.8%となっています。



④20年後、どのようになりたいか

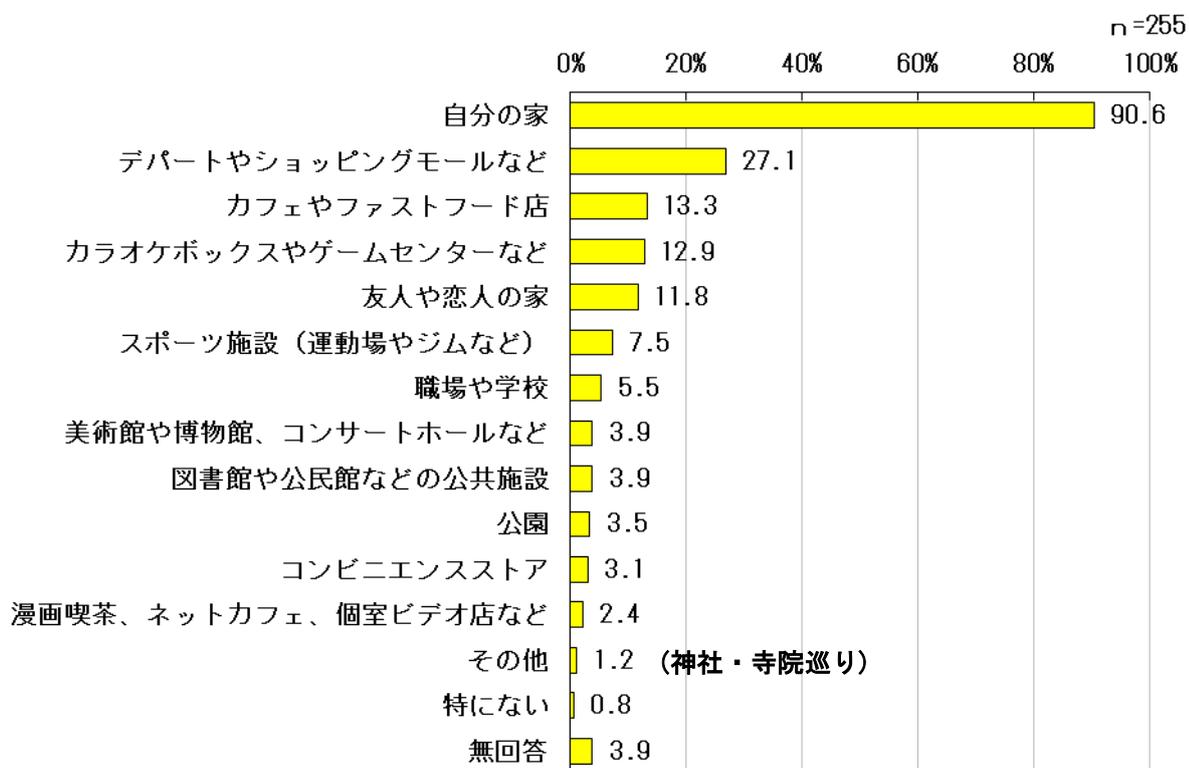
20年後、どのようになりたいかについては、「そう思う」ものとして、「お金の困らない生活を送りたい」が84.7%と最も高く、次いで「心豊かな生活を送りたい」が83.9%、「信頼できる友人や仲間を得たい」が68.2%となっています。

「だいたいそう思う」ものとしては、「社会や多くの人の役に立つことをしたい」が43.5%と最も高く、次いで「やりたい仕事に就いて仕事に打ち込みたい」が31.4%、「自分の趣味や家族・友人との時間を重視したい」が27.5%となっています。



⑤自由な時間を過ごす場所

自由な時間を過ごす場所については、「自分の家」が90.6%と最も高く、次いで「デパートやショッピングモールなど」が27.1%、「カフェやファストフード店」が13.3%となっています。

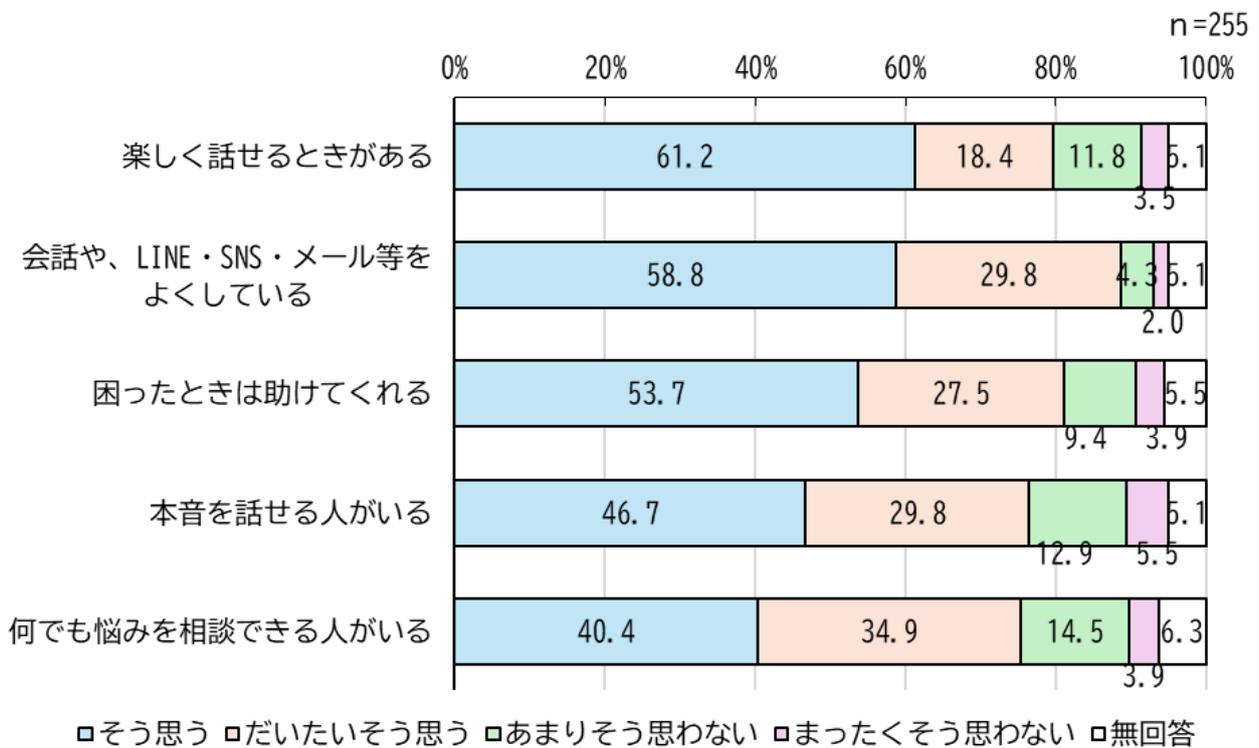


⑥家族以外の人との関わり

家族以外の人との関わりについては、「そう思う」ものとして、「楽しく話せるときがある」が70.2%と最も高く、次いで「会話や、LINE・SNS・メール等をよくしている」が61.2%、「困ったときは助けてくれる」が58.8%となっています。

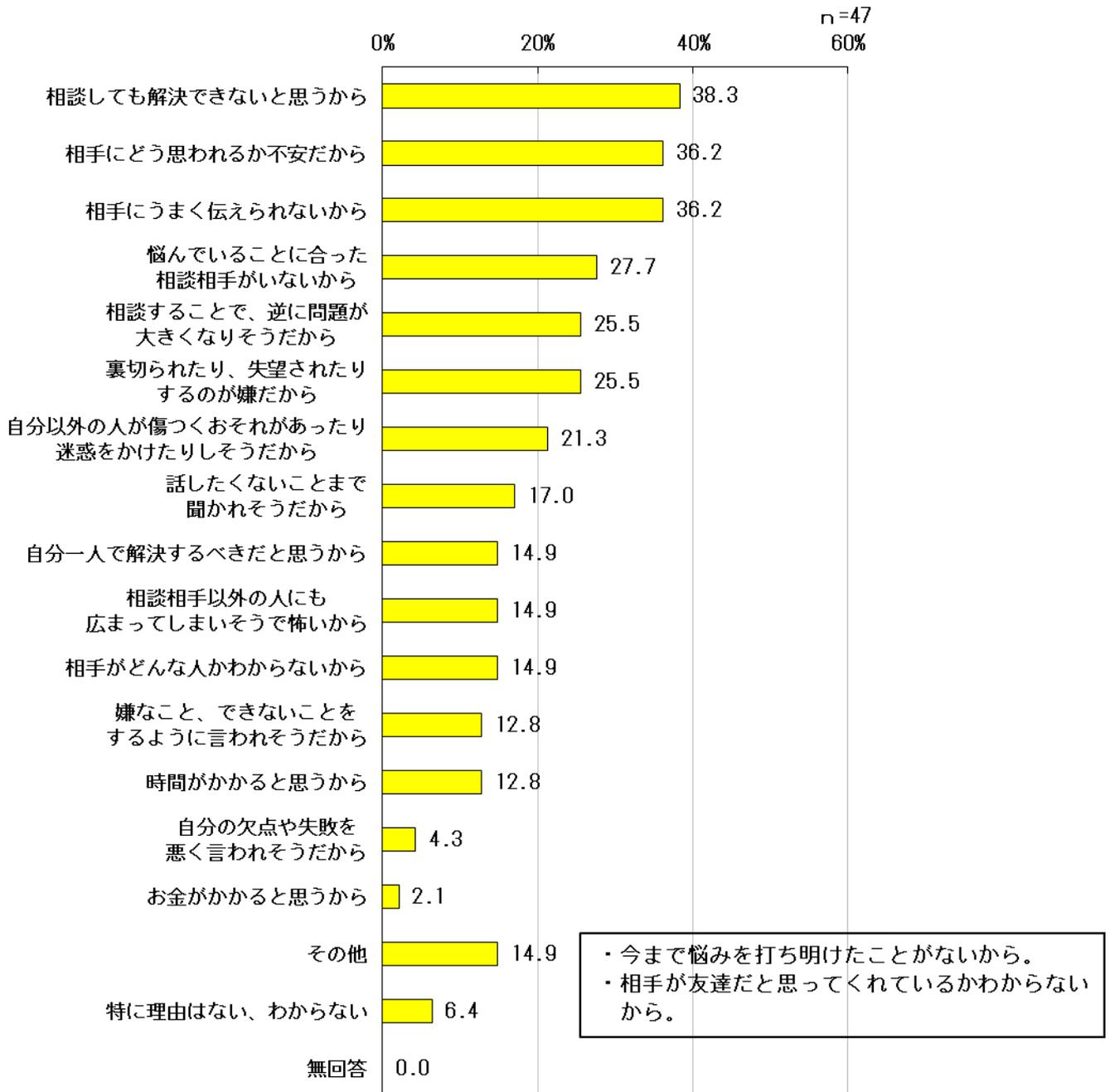
「だいたいそう思う」ものとしては、「いつもつながりを感じている」が34.9%と最も高く、次いで「何でも悩みを相談できる人がいる」と「困ったときは助けてくれる」が同率の29.8%、「本音話せる人がいる」が27.5%となっています。

「あまりそう思わない」ものとしては、「いつもつながりを感じている」が14.5%と最も高く、次いで「何でも悩みを相談できる人がいる」が12.9%、「会話や、LINE・SNS・メール等をよくしている」が11.8%となっています。



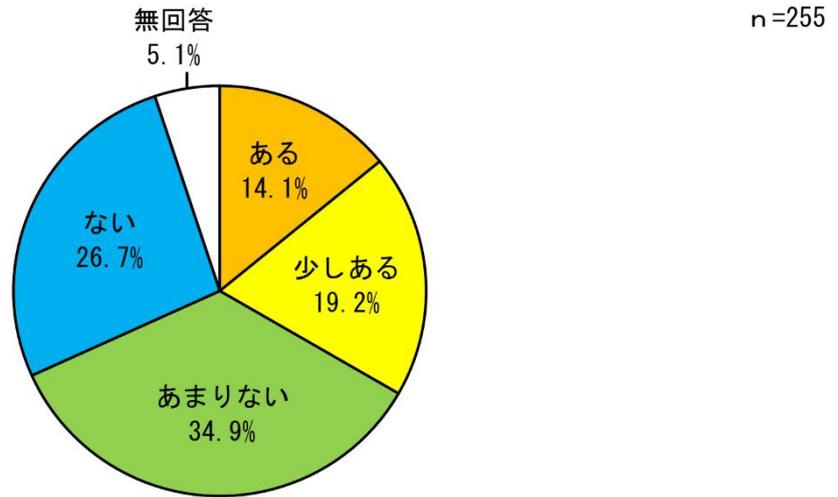
⑦家族以外の人に悩みを相談しない理由

家族以外の人に悩みを相談しない理由については、「相談しても解決できないと思うから」が38.3%と最も高く、次いで「相手にどう思われるか不安だから」と「相手にうまく伝えられないから」が同率の36.2%、「悩んでいることに合った相談相手がないから」が27.7%となっています。



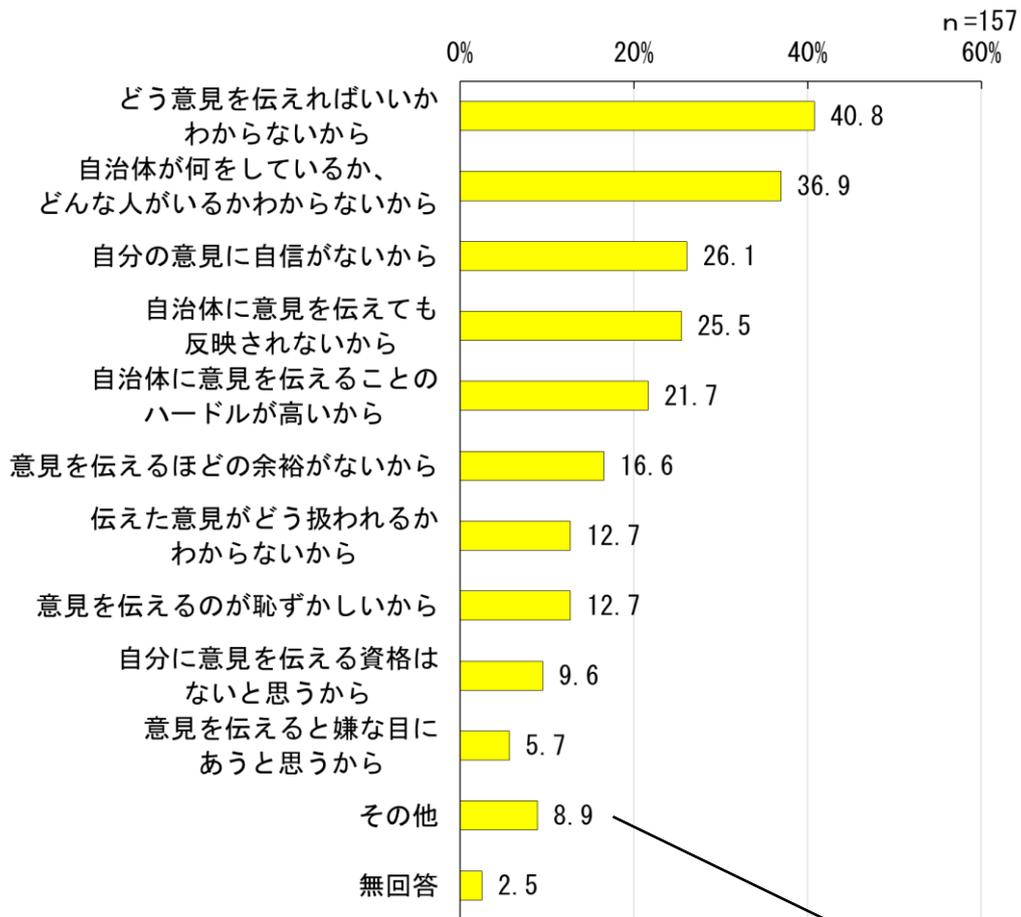
⑧まちづくりに対して自分の意見・思いを伝えたいか

まちづくりに対して自分の意見・思いを伝えたいかについては、「あまりない」が34.9%と最も高く、次いで「ない」が26.7%、「少しある」が19.2%となっています。



⑨まちづくりに対して意見を伝えたいと思わない（思えない）理由

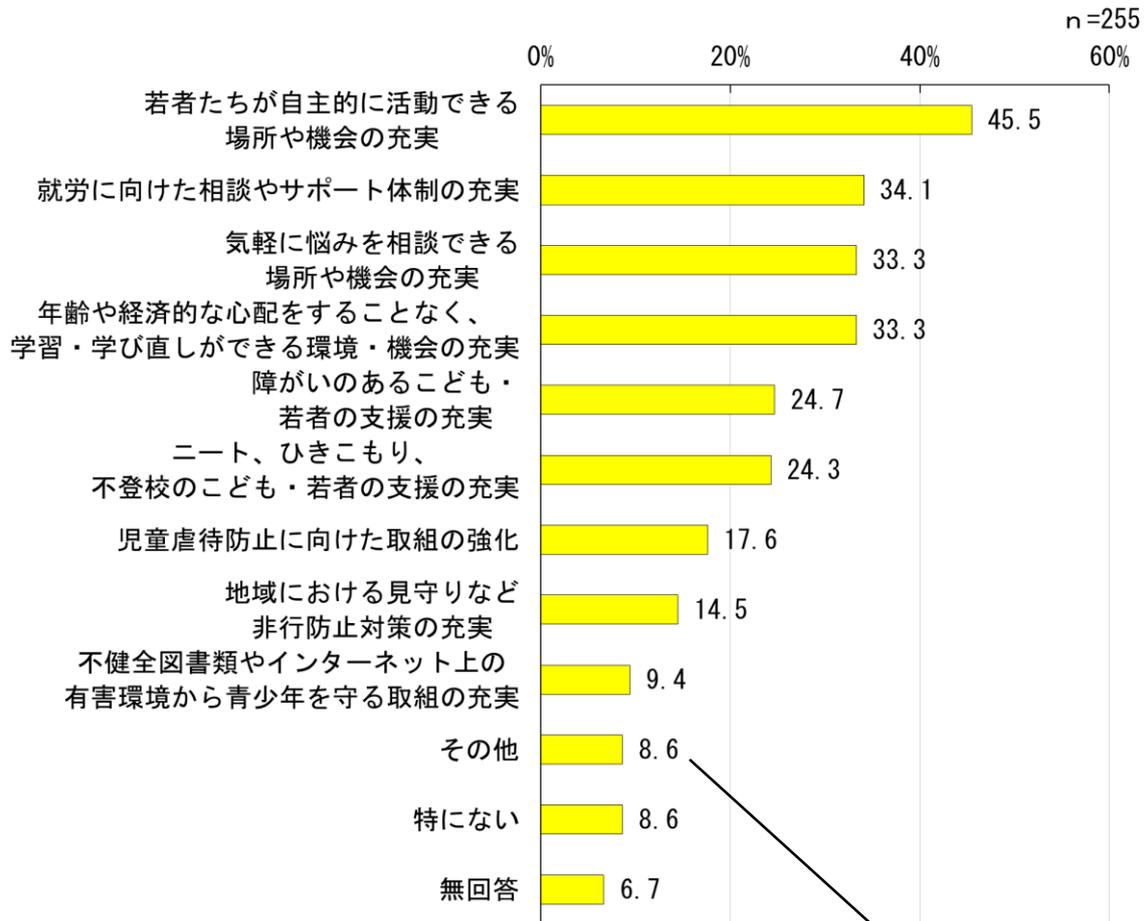
まちづくりに対して意見を伝えたいと思わない（思えない）理由については、「どう意見を伝えればいいのかわからないから」が40.8%と最も高く、次いで「自治体は何をしているか、どんな人がいるかわからないから」が36.9%、「自分の意見に自信がないから」が26.1%となっています。



- ・現状に満足しているから。
- ・発言するのが面倒だから。
- ・自治体に伝えることの必要性・重要性がわからないから。
- ・意見は伝わらないものと思っているから。

⑩下松市が特に取り組むべきこと

下松市が特に取り組むべきことについては、「若者たちが自主的に活動できる場所や機会の充実」が45.5%と最も高く、次いで「就労に向けた相談やサポート体制の充実」が34.1%、「気軽に悩みを相談できる場所や機会の充実」と「年齢や経済的な心配をすることなく、学習・学び直しができる環境・機会の充実」が同率で33.3%となっています。



- ・ こどもを育てやすい環境づくりをしてほしい。(子育て世帯への支援、妊娠・出産費用のサポート、待機児童をなくす、周りの理解が得られやすくしてほしいなど)
- ・ 産院の新設、小児科を増設してほしい。
- ・ 保育施設を利用しやすいようにしてほしい。
- ・ 幼稚園や保育園の質の向上をしてほしい。
- ・ 給料を上げる取組や、支援金の補助をして暮らしやすくしてほしい。
- ・ 一般的な若者に向けた取組をしてほしい。
- ・ 様々な世代が、合理的に交流できるコミュニティづくりをしてほしい。
- ・ 勉強ができる空間の確保。(図書館は狭く、大人が多いので学生は使いにくい)
- ・ 「政治とカネ」問題について授業や講義で学ぶ機会を作ってほしい。
- ・ 企業誘致してほしい。魅力的な就職先があると良い。
- ・ 娯楽の充実。
- ・ 恋路にあるプールを直してほしい。

### (3) 調査結果からみえる課題

#### ○経済的不安と将来への強い懸念

若者の悩みや心配ごととして「お金」が47.1%で最も高く、次いで「将来の生活」が46.3%、「就職や仕事」が40.8%と続いています。この傾向は、20年後になりたい姿として「お金に困らない生活を送りたい」が84.7%、「心豊かな生活を送りたい」が83.9%と突出して高いことから裏付けられており、経済的な安定や心の豊かさが若者の幸福感にとって極めて重要な要素であることが示されています。

#### ○市政への意見表明における障壁

本市のまちづくりに自分の意見を伝えたいかという問いに対し、「あまりない」が34.9%、「ない」が26.7%と、合わせて61.6%もの若者が消極的な姿勢を示しています。その最大の理由は「どう意見を伝えればいいかわからないから」が40.8%であり、次いで「自治体は何をしているか、どんな人がいるかわからないから」が36.9%と続きます。これは若者に意見がないのではなく、意見を表明するための具体的な方法やルートが不足していること、また市政と若者との距離感が課題であることを示唆しています。

#### ○若者のための活動場所と機会の不足

本市が特に取り組むべきことでは、「若者たちが自主的に活動できる場所や機会の充実」が45.5%と最も高い回答でした。現状、自由な時間を過ごす場所は「自分の家」が90.6%と突出しており、家の外で若者が気軽に集い、交流や活動ができる魅力的な居場所が強く求められていることが分かります。

#### ○相談体制への不信と利用のハードル

家族以外の人に悩みを相談しない理由として、「相談しても解決できないと思うから」が38.3%と最も高く、次いで「相手にどう思われるか不安だから」と「相手にうまく伝えられないから」がともに36.2%と続いています。これは既存の相談窓口や体制が、若者にとって実効性のある選択肢として機能していない可能性を示しています。

#### ○地域定着を阻む生活環境の問題

現在住んでいるところが「嫌い」又は「どちらかという嫌い」と回答した方は全体の7.1%と少数ですが、その理由として「交通機関が不便だから」と「趣味や好きなことを楽しむ環境がないから」を同率の61.1%と最も高く回答しています。若者が地域に愛着を持ち、定住を選択するためには、日常生活の利便性向上や、若者の関心に合った文化的・娯楽的環境の整備が求められていると言えます。

## 第3章 計画の基本的方向

### 1 若者の自立

本市で安心して子どもを産み育てられるまちづくりとは、妊娠期から子育て期、そして若者期に至るまで、あらゆるライフステージにおいて誰一人取り残されることなく、健やかな成長と自立を目指し、切れ目のない支援体制を整えることを意味します。子育てに関する情報提供や相談支援の充実、多様な保育サービスの確保などを通じて、基盤となる家庭を支えることで全ての子ども・若者が孤立することなく、必要な支援につながるができる「安心の仕組み」の構築を目指します。

このまちづくりは、家庭や地域、行政がそれぞれの役割を担いながら互いに支え合うことによって推進されます。地域住民や団体、企業などを含む地域社会全体が子育てを温かく見守り、積極的に関わる「支え合う環境」を醸成することで、子どもや若者、保護者の精神的な負担が軽減され、多様な関わりの中で健やかに成長することができます。

この思いは、これまでの計画から受け継ぐものであり、「安心」「優しさ」「支えあい」の三つの柱をもって、基本理念である「子育て三つ星シティ くだまつ」の実現を力強く推進していきます。



令和8年2月24日 下松市子ども家庭センター「ハピスタくだまつ」開設

## 2 計画の基本的な視点(第3期下松市子ども・子育て支援事業計画の再掲)

### 【視点1 こどもの視点】

○こどもの権利及び利益を尊重するとともに、“こどもを大事にするまちづくり”を進め、次代を育む親として、心の優しい思いやりのあるこどもに育っていくことを目指す視点。

### 【視点2 子育て家庭の視点】

○子育てに対する親の誇りと自覚を高め、男女が共同して子育てを行うとともに、家庭における養育力の向上を図るため、気軽に参加できる学習会の開催等子育て環境の整備を目指す視点。

### 【視点3 子育て支援サービスの利用者の視点】

○子育てと仕事の両立を支援し、多様なニーズに対し柔軟できめ細かな子育て支援サービスを実施するとともに、子育て支援サービスに関する情報の周知を図り、利用者の利便性の向上を目指す視点。

### 【視点4 地域社会全体による支援の視点】

○“こどもは地域の宝”という認識のもと、地域社会全体で子育てを支援していく意識を高めるため、地域における人材の掘り起こしを目指す視点。

### 【視点5 仕事と生活の調和実現の視点】

○働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を社会全体の運動とし、国・自治体や企業を始めとする関係者が連携して地域の実情に応じた展開を図る視点。

### 【視点6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点】

○「結婚・妊娠・出産・育児」の切れ目のない支援を推進することで、市民一人ひとりの持つライフステージごとの課題の解決を目指す視点。

### 【視点7 全てのこどもと家庭への支援の視点】

○次代を担う全てのこどもの健全育成を図るため、関係機関との連携を強化し、総合的な子育て支援に取り組むとともに、子育てに不安や悩みを抱える家庭への相談体制を強化し、家庭の自立とこどもが社会の一員として健やかに成長していくことを目指す視点。

### 【視点8 地域における社会資源の効果的な活用の視点】

○地域の様々な子育てに関する社会資源を十分かつ効果的に活用するとともに、保育園、公民館、学校施設等の公共施設の積極的な活用を図る視点。

### 【視点9 サービスの質の視点】

○利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するにあたって、適切なサービスの供給量とサービスの質を確保するための視点。

### 【視点10 地域特性の視点】

○本市が持つ地域の特性を踏まえ、効果的な取組を進めていく視点。

### 3 施策の体系



## 第4章 基本施策「若者が元気に活躍できる環境の整備」

### 1 全ての子ども・若者の健やかな育成

全ての子どもや若者が、社会的に自立し、活躍するためには、安心して安全に暮らせる環境の中で、心身の健康を育み、それぞれの子どもや若者が様々な体験や学びを通じて豊かな人間性を養うことが重要です。

子どもや若者、保護者が生きづらさを一人で抱え込まないように、相談窓口の充実や周知を進めるとともに、就労支援の拡充等を通じて生きる力を育み、社会的に自立するための力を身につける環境づくりを推進します。

#### <現状と課題>

- ・子ども家庭センターでは、子育てに関する相談、指導、情報提供等に取り組んでいます。子どもや子育て世帯に関する相談は増加しており、相談に応じた適切な支援を行っています。
- ・若い世代の女性人口の流出が多いことから、就業の場を確保するため、製造業における若い女性の就業促進を図っています。
- ・奨学金を受給していた若者の就労後の生活安定と返済負担の軽減を図り、市内で安心して就労し、生活できる環境整備に取り組めます。
- ・歯科衛生士等の専門職が正しい歯みがきの方法や食生活の見直し、定期的な歯科検診の重要性について指導を行っています。幼少期からの口腔ケアの習慣化が、生涯にわたる健康維持につながることを普及啓発しています。
- ・生活困窮者自立支援事業を周知するとともに、関係機関と連携し、相談への対応、就労支援・情報提供等に努めています。

#### ①自己形成のための支援、社会への参画支援

施策・事業名	内容	担当課
相談事業の強化	<p>子ども家庭センターにおいて、妊娠期から出産・子育て期、若者期に至るまで切れ目なく包括的に子育て等に関する相談支援を行い、必要な支援につなげます。</p> <p>妊婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる地域子育て相談支援機関を整備します。</p> <p>子ども・若者や家庭に関する困りごとの相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関と連携し、子どもからのSOSを受け止められる相談体制づくりに取り組みます。</p> <p>各種相談事業の周知及び相談員のスキルアップを図るとともに、相談関係担当者間及び関係機関との連携強化に努めます。必要に応じて、子ども、保護者の意向を反映したサポートプランを作成し、関係機関と連携して支援を行います。</p>	子ども家庭課

施策・事業名	内 容	担当課
障害者（児）タクシー利用助成事業 レクリエーション教室 意思疎通支援事業	年齢や障害の有無に関わらず参加できるイベント等を開催するとともに、外出や移動の支援を行うことにより、障害者等が社会活動を行うための環境の整備や必要な支援の提供を図り、自分らしく活動し、自身の力を発揮・活躍できる環境の整備に努めます。	障害福祉課

②こども・若者の健康と安全安心の確保

施策・事業名	内 容	担当課
母子保健事業の充実	妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。 （母子健康手帳交付時の保健指導、妊婦一般健康診査、産婦健康診査、不妊治療助成事業、産後ケア事業、産前産後サポーター事業、乳幼児健康診査、保健師等による妊産婦・新生児・乳幼児・未熟児・養育支援家庭訪問、育児相談、離乳食教室、利用者支援事業（こども家庭センター型）、くだまつ出産☆子育て応援事業）	こども家庭課
予防接種事業	各家庭や学校などに対し、予防接種の重要性を周知、啓発するとともに、接種勧奨に努め、医療機関と連携し、接種しやすい環境を整備します。また、中学校3年生へのインフルエンザ予防接種の助成を実施します。	健康増進課
くだまつ みんなの健康相談会	月に1回テーマを決めて、企業と協働して健康に関する測定や相談などを実施します。商業施設で実施することで、多くの方に参加してもらい、健康に関する知識の普及啓発を行います。	健康増進課
むし歯予防教室	参加を希望する幼稚園や保育園を対象に歯科衛生士、保健師による講話と歯みがき指導を実施します。	健康増進課
出産育児一時金の支給	国民健康保険の加入者が出産した際に、出産育児一時金を支給します。	保険年金課
こどもに係る国民健康保険税均等割額の軽減措置	国民健康保険加入の未就学児に係る均等割額（医療分と後期高齢者支援金分）の5割を減額します。	保険年金課 税務課
産前産後期間の国民健康保険税の軽減	国民健康保険加入者が出産又は出産予定の場合、出産月を含む前後4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）の国民健康保険税（所得割額・均等割額）を減額します。	保険年金課 税務課
非自発的失業に係る国民健康保険税の軽減措置	国民健康保険の加入者（離職時に65歳未満）が、倒産、解雇、雇止め等による非自発的失業者に該当した場合、国民健康保険税の所得割額（給与所得に係る部分）を減額します。	保険年金課 税務課
子ども子育て支援金制度に係る国民健康保険税のこどもの均等割額軽減	国民健康保険の18歳未満の加入者に係る子ども子育て支援金分の均等割額を10割減額します。 （令和8年度開始予定）	保険年金課 税務課
小中学校防災教育プログラム	防災教育の推進を図るため、学校と連携し、市内の児童・生徒を対象とした、防災に関する知識習得のための講座や防災に関する体験訓練を実施します。	防災危機管理課

③若者の職業的自立、就労等支援

施策・事業名	内 容	担当課
ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発	男女が共に子育てと仕事を両立できる環境づくりや、ゆとりある家庭生活の実現を図るため企業等に対してフレックスタイム制、ワークシェアリング、在宅勤務等、多様な働き方について普及・啓発に努めます。 国・県との連携のもと、男女共に仕事時間と生活時間の調和がとれた働き方ができるよう、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」や次世代育成支援対策推進法等について、企業や労働者に対し啓発や情報提供を図るほか、下松市女性活躍推進計画に基づき、必要な施策を実施します。	産業振興課
継続就労可能な職場環境の整備のための働きかけ	男女が仕事と子育てを両立しつつ、継続就労ができるよう、下松市女性活躍推進計画に基づき、企業に対し子育てと仕事の両立に関する法制度の趣旨や支援制度等を啓発するとともに、子育てに対する理解と協力が得られるように努めます。	産業振興課
女性の再就職のための支援	子育てをしている女性に対して、再就職に関するセミナーや講習会等の開催について周知を図るとともに、職業安定所と連携して再就職を支援します。	産業振興課
ものづくり女子育成プロジェクト	本市の基幹産業である製造業への女性就業率が全国平均、県内他市と比較しても低いことから、製造業における若い世代の女性の就業促進を目的に、推進事業者認定制度、表彰制度事業や職場環境整備補助、育児休業取得促進補助、推進事業者の紹介動画の作成やSNSでの情報発信、見学バスツアーによるPR活動などの就労促進事業を展開します。	産業振興課
就業応援プロジェクト	求人者と求職者をマッチングするため業種別の就職相談会「くだまつ就職応援フェア」を年2回開催します。 「くだまつ企業フェア」として、就職を希望する地元高校生と企業とのマッチングを行うため、高校生向けの企業PRを行う場や中学生の職業観を育てるため、市内企業の職場体験イベントを開催します。 市内の企業へ就職する生徒、学生の増加を図るため、市内企業の企業ガイドを作成し、県内外の学校に向けた市内中小企業のPR活動を行います。	産業振興課
産業見学ツアー事業	市内小中学生を対象とした「産業見学ツアー」を開催することで、市内企業の認知度向上と職業観の育成を図ります。	産業振興課
奨学金返還支援制度【令和8年度創設】	市内中小企業等への就業を促進するため、奨学金を借りて大学等で修業した人が、卒業後に転入し、令和8年4月1日以降に新たに市内中小企業等へ就職後、引き続き1年以上就業及び市内に居住した場合に、奨学金の返還を支援します。	産業振興課
若年者就労支援	未就労の働くことに悩みを持つ若者の就職相談窓口として活動する「しゅうなん若者サポートステーション」に対して、その事業活動を支援します。（事業負担金を支出）	産業振興課
女性活躍推進に関するセミナーの開催	企業向け、男性向け、女性向けにそれぞれセミナーを開催し、取組についての情報提供を行います。	人権推進課
生活困窮者自立支援事業	生活に困っている人が自立した生活を送れるように、相談支援員が相談者の抱える悩みを聞き、一人ひとりの状況に応じ、自立に向けた支援を行います。	地域福祉課

## 2 困難を抱えるこども・若者やその家族への支援

ひきこもりや不登校、若年未就労無業者など、様々な課題を抱えるこども・若者に対する支援について、こども・若者支援に関する専門性を有する機関や団体が連携しています。関係機関が協力し、知恵を出し合うことで、これらの困難を抱えるこども・若者やその家族を適切にサポートしていきます。

### <現状と課題>

- ・こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、その後の人生に影響を及ぼします。こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが必要です。
- ・「先輩ママとの子育て勉強会」では、発達障害などでこどもとの意思疎通や関わり方に悩む保護者や、視覚支援に関心のある人が、DVDの視聴や先輩ママの体験談、支援ツール活用例の紹介などを通じて、視覚で支援する手法を学ぶことができ、参加者も少しずつ増加しています。
- ・民生委員・児童委員、シニアクラブ等日頃から地域住民と接する機会が多い方へ、ゲートキーパーの養成講座を実施し、地域で支える人材を育成しています。
- ・不登校児童生徒は、年々増加傾向にあり、特に小学校の増加率が高くなっています。様々な要因が考えられるため、関係機関との連携や多様な居場所づくり、教職員のさらなる研修が求められています。

### ①こども・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実

施策・事業名	内容	担当課
相談事業の強化（再掲）	<p>こども家庭センターにおいて、妊娠期から出産・子育て期、若者期に至るまで切れ目なく包括的に子育て等に関する相談支援を行い、必要な支援につなげます。</p> <p>妊婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる地域子育て相談支援機関を整備します。</p> <p>こども・若者や家庭に関する困りごとの相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関と連携し、こどもからのSOSを受け止められる相談体制づくりに取り組みます。</p> <p>各種相談事業の周知及び相談員のスキルアップを図るとともに、相談関係担当者間及び関係機関との連携強化に努めます。必要に応じて、こども、保護者の意向を反映したサポートプランを作成し、関係機関と連携して支援を行います。</p>	こども家庭課
こどもの貧困解消に向けた対策の推進	<p>関係部署と連携し、親の妊娠期からこどもの社会的自立までの切れ目ない支援に取り組みます。</p> <p>支援が必要なこども・家庭をつなぐための仕組みづくりのため、地域や関係機関と連携するとともに、各種制度や相談窓口を分かりやすく情報提供する仕組みや相談しやすい体制づくりに取り組みます。</p>	こども家庭課

②困難な状況ごとの取組

ア) 不登校、ひきこもりのこども・若者への支援

施策・事業名	内 容	担当課
教育相談、不登校児童生徒支援事業	<p>スクールカウンセラーを校区別に配置し、小中学校の連携を重視した教育相談の充実に努めます。</p> <p>公集小学校内のカウンセリングルーム「くだまつふれあいラウンジ」にスクールカウンセラーを配置し、市内小中学校の児童生徒及び保護者を対象とした相談業務を行います。</p> <p>市内小中学校にこころサポーターを配置し、児童生徒及び保護者の教育相談に対応します。</p> <p>教育支援センター（希望の星ラウンジ）に教育指導員や学習支援員を配置し、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行います。保護者等の要望により、公民館にサテライトルームを随時開設し、教育指導員を派遣して児童生徒の居場所づくりを確保します。</p> <p>学校だけで解決することが困難な事案に対応するため、スクールソーシャルワーカーを配置し、家庭への支援を行います。</p>	学校教育課

イ) 障害等のあるこども・若者の支援

施策・事業名	内 容	担当課
先輩ママとの子育て勉強会	<p>発達障害などでこどもの意思疎通や関わり方に悩む保護者や視覚支援に関心のある方を対象に、「先輩ママとの子育て勉強会」を引き続き開催し、保護者の解決能力を高めるとともに、先輩ママ・参加者同士のつながりを大切にし、地域課題と一緒に取り組んでいけるよう支援します。</p>	障害福祉課

ウ) 特に配慮が必要なこども・若者の支援

施策・事業名	内 容	担当課
ヤングケアラーへの支援	<p>ヤングケアラーについて普及啓発を行います。併せて相談先や支援制度について周知していきます。</p> <p>学校、関係機関と連携し、支援を必要とするヤングケアラーの早期把握に努め、こどもの意向に寄り添いながら、支援につなげる体制を構築します。</p> <p>介護保険、障害福祉サービスや子育て世帯訪問支援事業を適切に活用し、ヤングケアラーの負担軽減や解消を図ります。</p>	こども家庭課
ひとり親家庭に対する支援	<p>母子・父子自立支援員がひとり親家庭の様々な相談に応じ、必要な助言や情報提供を行い、支援します。</p> <p>ハローワークや山口県母子父子福祉センターと連携し、就業相談や就業あっせんを行います。就職に有利な資格取得を促進するため自立支援訓練教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給します。</p> <p>児童扶養手当の支給、ひとり親医療費助成や子育て支援事業の利用料を助成します。養育費確保のための支援を行います。</p>	こども家庭課

施策・事業名	内容	担当課
奨学金貸付事業	高等学校や大学等の学生で、経済的理由により就学が困難な方、その他一定の要件を満たす方に対し、無利子で奨学金の貸付けを行います。	教育総務課
ひとり親世帯等の市営住宅の優先入居	住宅に困窮する低額所得者に対し住宅を供給し、生活の安定を図る支援を行います。また、ひとり親世帯や多子世帯等に対しては、優先入居の取扱いを行います。	住宅建築課
日本語で話そう in くだまつ	外国人在住者と市民が、やさしい日本語で相互にコミュニケーションを図りながら、楽しく学習する日本語教室の開催を通じて、日本語の学習支援や生活支援、外国人に対する市民理解の醸成等、多文化共生社会の実現に向けた取組を行います。	地域政策課

## ③子ども・若者の被害防止・保護

施策・事業名	内容	担当課
児童虐待防止対策の充実	<p>体罰や暴言等によらない子育てを推進します。通告義務や児童虐待に関する普及啓発を行います。</p> <p>妊娠期からの虐待発生予防・早期発見に努め、一体的に児童虐待防止対策に取り組みます。</p> <p>子育てに困難を感じる家庭やこどものSOSを早期に把握し、必要な支援につなげます。</p> <p>養育不安のある家庭の相談に応じ、支援サービスを提供する等、家庭の養育力を高める取組を行います。</p> <p>要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化に努め、関係機関と連携し、啓発等の予防的対応に努めるとともに、個々の家庭に応じた切れ目ない相談支援に取り組みます。</p> <p>児童虐待の通告を受理し、対応します。保護者による監護が適切でない判断される場合は、児童相談所や警察と連携します。</p>	子ども家庭課
ゲートキーパー養成講座(関係機関)	様々な関係機関や関係団体等に対し、ゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、自殺のリスクを早期に発見し、適切な支援先へつなぐ等の対応がとれるよう知識の普及に取り組みます。	健康増進課
ゲートキーパー養成講座(市民)	市民が身近な人に相談できる体制を整備するとともに、早期に専門機関等の相談窓口につなげることで、必要な対応ができるようゲートキーパーの養成を行います。	健康増進課
自殺対策推進協議会	自殺対策について関係機関及び団体が連携し、総合的かつ効果的な対策を協議し、推進するための協議会を開催します。	健康増進課
自殺対策推進連絡会議	自殺対策の関係部署において、対策の効果的な推進を図るための会議を開催します。	健康増進課
相談関係担当者連絡会(青少年相談関係担当者連絡会)	関係部署が顔を突き合わせ意見交換や情報共有を図ることで、横断的な相談案件について、対応しやすくなっています。今後も相談担当者の横の連携の強化及び情報の共有を図ります。	生涯学習振興課
青少年相談事業「ヤングテレホンくだまつ」	青少年が抱える、「勉強・進路・学校生活・友達・家庭のこと・いじめ・スマホ・心と体のこと・性・子育て」など幅広い悩みや相談に対し、適切な助言や情報提供を行います。	生涯学習振興課

### 3 こども・若者の成長のための社会環境の整備

全ての児童・生徒が放課後を安心して過ごせるよう、安全面に配慮したまちづくりを進めるとともに、地域住民の参加による体験や交流活動の拠点づくりに取り組みます。また、こどもや若者が地域内で多様な人々と関わることで、社会性や豊かな人間性を育むための交流の機会を広げます。

#### <現状と課題>

- ・ここ数年で、中学校区ごとの小中合同の学校運営協議会や学校地域連携カリキュラムの活用及び見直しが進んでおり、持続可能かつ地域やこどもの願いを取り入れた学校づくりのさらなる推進が求められます。
- ・令和6年度に「下松市公共施設等ユニバーサルデザイン化整備標準」を策定しており、これに沿って、各施設のユニバーサルデザイン化を進め、多様な人々が利用しやすい生活環境を充実させる必要があります。
- ・関係機関と連携し、交通安全運動や交通安全教室、駅・商店街・学校等、様々な場所での街頭啓発を継続的に行い、交通安全意識の高揚を図ることが求められています。

#### ①こども・若者を取り巻く環境等への対応

施策・事業名	内容	担当課
こども食堂との連携	食事の提供を通じて、様々な家庭環境にあるこどもたちの多様な学びや体験の場となるほか、地域での見守りの機能を果たす役割を担っているこども食堂の取組を支援し、こどもの居場所づくりを推進します。 こども食堂が実施する食事提供、学習支援に対し、補助金を交付します。	こども家庭課
ふれあい体験事業の実施	生徒と乳幼児が直接ふれあう機会を提供し、妊娠・出産・子育てへの理解を深めるとともに、命の大切さや命を育むことの楽しさを学びます。	こども家庭課
学校保健や関係機関との地域保健の連携	健康づくり、性に関することなど、生涯を見据えて健康管理が行えるよう、健康教育の実施やプレコンセプションケアの普及に努めます。	こども家庭課
地域と共にある学校づくりの推進	「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、小中9年間を見通した教育活動の在り方について、児童生徒も交えた熟議を行います。 作成している学校地域連携カリキュラムをもとに、各学校や中学校区で熟議を行い、カリキュラムの見直しに、教職員だけでなく地域や児童生徒も関わることで、魅力的な教育活動の充実を図ります。	学校教育課
学校体育施設開放事業	こども・若者や、地域住民が日常生活の中でスポーツ活動等に親しむことができるように、学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲において地域住民のスポーツ活動等に供する事業を実施します。	教育総務課
公共施設等ユニバーサルデザイン化事業	公共施設等において、「下松市公共施設等ユニバーサルデザイン化整備標準・推進計画」に沿った整備やニーズに合わせたバリアフリー化に努めます。	施設所管課

施策・事業名	内 容	担当課
公共施設等こども・子育て支援強化・環境改善	公共施設への授乳スペースの設置や公園へのインクルーシブ遊具の導入といった施設整備を進めるとともに、保育園や児童の家の保育環境のハード面での改善を図ります。	こども未来課
インクルーシブな社会の推進	高齢者や障害者等の配慮が必要な人の社会参加を促進するため、移動、利用しやすい環境づくりに向け、ユニバーサルデザインに基づくバリアフリー化の促進、インクルーシブな社会の実現に向けた取組を推進します。また、あいサポート運動等による心のバリアフリー思想の普及・啓発に努めます。	障害福祉課
青少年育成協議会の活動支援	青少年を取り巻く環境の変化に対応しながら、関係団体との連携及び商店主等の協力のもと、「青少年を守る店」運動や「こども環境クリーンアップ活動」等、青少年の非行や被害防止活動を展開します。	生涯学習振興課
地域防犯ボランティア推進事業	下松市安全安心まちづくり条例の趣旨にのっとり、地域防犯ボランティア力を向上するため、防犯パトロール隊・地域見守り隊、わんわんパトロール隊、ランランパトロール隊、事業所を対象にした「くだまつ安全安心パトロール」など多方面から募集を行い、活動の推進、加入促進に努めます。	生活安全課
交通安全思想の普及推進事業	中学生以上を対象に、特に自転車を安全に利用するための必要な知識と技能、法令を十分に習得させるとともに、社会の一員として交通ルールを遵守し、思いやりを持って行動することができるように機会を通じて教育をします。	生活安全課
消費生活センター事業	相談員を配置し、若者の消費者問題について研修受講により対応能力の向上に努め、あっせん、情報提供等の相談対応を行います。また、若者を対象とした出前講座を実施するとともに、親子を対象としたイベントの際にこどもと保護者対象に啓発活動を実施し、消費者問題について周知を図ります。	生活安全課
PBL（課題解決型学習）事業	若者目線による地域課題の発見から解決に向けた取組過程を通じて、若者のまちづくりへの参画促進を図るとともに、地域に関心を持ち、地域で活躍できる人材の育成に努めます。	地域政策課
地域福祉に対する理解促進	様々な機会を通じて地域福祉の意味や必要性を周知し、地域全体で地域福祉を推進する意識の醸成や理解促進を図ります。	地域福祉課
福祉の輪づくり運動の周知	お互いに支え合える関係を築き、つながりを持ちながら生活することができるよう、支え合い意識の啓発、理解促進を図るとともに、福祉活動への主体的な参加、活動意識の高揚を図ります。	地域福祉課
地域交流センター管理運営	従来からある施設の機能を活かしつつ、誰もが気軽に立ち寄り相談ができる場や住民同士の交流を促進する場として、施設の利用促進を図るとともに適正な維持管理に努めます。	地域福祉課

第4章 基本施策「若者が元気に活躍できる環境の整備」

施策・事業名	内 容	担当課
包括的な相談支援体制の構築	既存の相談・支援体制の充実、関係機関との連携強化を図るとともに、誰もが気軽に生活上の不安や地域生活課題等を包括的に相談できる体制の構築を図り、サービスや支援を必要としている人に対し確実にサービスの提供や支援を行えるよう、関係機関と連携し、取組を進めます。	地域福祉課
民生委員・児童委員の活動支援	地域福祉活動の主たる担い手である民生委員・児童委員に対し、研修会や情報交換会の開催などを通じ、民生委員・児童委員が行う地域福祉活動を支援します。	地域福祉課
公園施設長寿命化事業 身近な憩いの場となる公園等整備事業 安全・安心に子育てできる環境整備事業	こどもがのびのびと遊び子育て世代の交流ができる場、幅広い世代の憩いの場などの多様なニーズに対応するため、インクルーシブ遊具の導入や下松市公共施設等ユニバーサルデザイン化推進計画に沿ったトイレへの改築など公園施設整備を計画的に進めるとともに、公園ごとの特色ある遊具導入の検討や施設の安全管理に努め、利用しやすい公園環境を整備します。 また、公園が不足している地域においては、遊び場となる公園を整備します。	都市政策課
こども・若者が集える居場所づくり	こどもや若者たちが自由に集い、学び、遊べる場を提供するため、関係機関や地域等と連携し、公共施設や空きスペースを利用した居場所づくりを検討します。	こども未来課
こども・若者の意見募集	ホームページ等を活用し、こどもや若者が自由に意見を言える仕組みをつくります。関係部署と連携し、こども・若者の視点に立った施策や意見を反映する取組を推進していきます。	こども未来課

## 第5章 計画の推進体制

### 1 ニーズに基づく適切な事業の展開

本計画の推進にあたっては、多様化するこども・子育て事業に対する保護者のニーズや若者のニーズに的確に対応できる体制を築くため、アンケート結果や人口推移等の基礎データを踏まえ、地域の実情や課題を的確に把握しながら、必要性・優先度の高い事業を選定し、計画的に展開していきます。

### 2 関係機関との連携強化

本計画は、教育・保育・保健・医療・福祉・まちづくり等の広範にわたるこども・若者支援に関する総合的な計画です。

このため、庁内関係部署間の連携を強化し、横断的に施策を推進するとともに関係機関や関係団体、県、近隣市町との連携・協力体制の構築を目指し、適切に計画の推進を図ります。

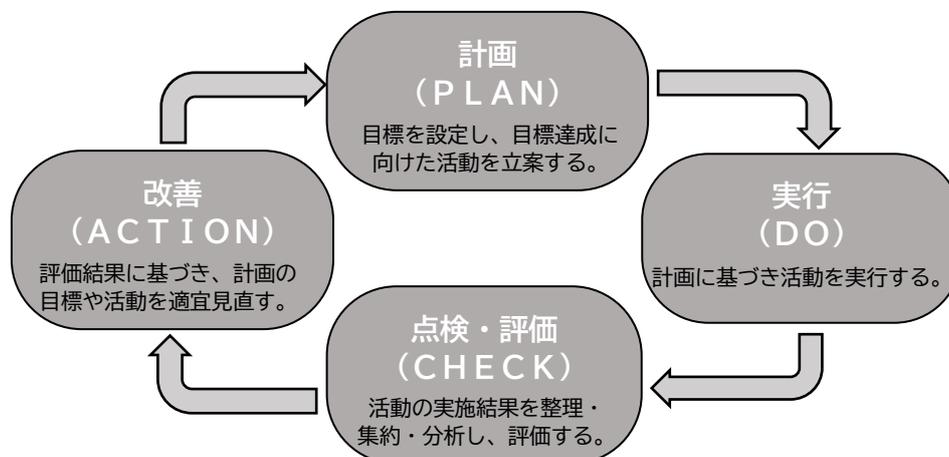
### 3 市民の参画や地域との連携

この計画を実効性のあるものとするためには、市民と行政の協働により施策を推進していく必要があります。社会全体でこども・若者、子育て支援を推進していくために、行政をはじめ地域住民や関係団体等との連携を深め、相互の理解と共通認識を持ち、協働してそれぞれの役割を果たしていくための体制の整備に努めます。

### 4 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）に基づく進行管理（PDCAサイクル）により、常に改善を図ります。

■PDCAサイクルのプロセス図■



## 資料編

### 1 下松市子ども・子育て会議条例

下松市子ども・子育て会議条例（平成 25 年下松市条例第 30 号）

（設置）

第1条 本市に、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、下松市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（任務）

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律による施策について必要な事項に関して調査審議する。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子育て支援サービスの利用者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、任期途中で欠員が生じた場合は、補欠の委員を置き、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（報酬及び費用弁償）

第6条 市は、委員に対し、下松市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成24年下松市条例第7号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 2 下松市こども施策推進本部設置要綱

下松市こども施策推進本部設置要綱（令和7年4月15日制定）

（設置）

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定に基づき、下松市こども計画（以下「計画」という。）を策定し、こども施策を総合的かつ計画的に推進するため、下松市こども施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）計画の策定に関すること。
- （2）こども施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、計画の実現に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

（本部長等の職務）

第4条 本部長は、推進本部を統括し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、本部長の職務を代理する。

（会議）

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

（作業部会）

第6条 推進本部に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、こども未来部長をもって充てる。
- 4 部会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 作業部会は、本部長の命を受けて推進本部の事務を処理する。
- 6 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

（参考人の出席）

第7条 本部長は推進本部の会議に、部会長は作業部会の会議に、必要に応じ参考人の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 推進本部の庶務は、こども未来部こども未来課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月15日から施行する。

## 別表第1（第3条関係）

教育長 上下水道事業管理者 企画財政部長 総務部長 地域振興部長 生活環境部長 健康福祉部長 こども未来部長 建設部長 教育部長 議会事務局長 消防長
--

## 別表第2（第6条関係）

企画財政部	企画政策課長 財政課長
総務部	総務課長 防災危機管理課長 デジタル推進課長
地域振興部	地域政策課長 地域交流課長 産業振興課長
生活環境部	環境推進課長 保険年金課長 生活安全課長
健康福祉部	地域福祉課長 障害福祉課長 人権推進課長 健康増進課長
こども未来部	こども未来課長 こども家庭課長
建設部長	土木課長 住宅建築課長 都市政策課長
教育委員会	教育総務課長 学校教育課長 生涯学習振興課長
消防本部	警防課長

### 3 計画策定経過

年月日	事項
【令和7年】 4月15日	下松市こども施策推進本部設置要綱制定
6月25日～8月6日	こども・若者計画策定に関するアンケート（下松市こども・若者意識調査）の実施
7月8日	下松市こども施策推進本部会議開催 審議内容：計画の策定について
7月30日	下松市こども施策推進本部作業部会開催 審議内容：計画の事業及び課題の検討
8月1日～8月21日	下松市こども施策推進本部作業部会開催（書面） 審議内容：事業シートの作成について
11月6日	令和7年度第1回下松市子ども・子育て会議開催 審議内容：計画概要及びアンケート結果について
12月5日～12月11日	下松市こども施策推進本部作業部会開催（書面） 審議内容：計画（案）について
12月23日	令和7年度第2回下松市子ども・子育て会議開催 審議内容：計画（案）について
【令和8年】 1月22日～2月10日	下松市こども施策推進本部会議開催（書面） 審議内容：計画（案）について
1月22日～2月11日	計画（案）パブリックコメント実施
3月13日	令和7年度第3回下松市子ども・子育て会議開催 審議内容：計画の最終案について
3月17日	下松市こども施策推進本部会議開催 審議内容：計画について
3月31日	市ホームページに公開

下松市こども計画  
こども・若者計画編

令和8（2026）年3月発行

発行：下松市

編集：下松市こども未来部こども未来課

〒744-0025 山口県下松市中央町 21-1

電話 0833-45-1836